



(号外)
府 内 閣
発 行
(原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係
会社その他
会社決算公告

目 次

〔省 令〕

○障害者の雇用の促進等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働一)

○農林畜水産業関係補助金等交付規則
の一部を改正する省令(農林水産二)

〔法規的告示〕

○障害者の雇用の促進等に関する法律
施行規則第十九条の二第二項の規定
に基づき厚生労働大臣が定める障害
者介助等助成金の額等等の一部を改
正する告示(厚生労働六)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

司法書士名簿登録等、弁理士登録関

係

三 二 八 六 一

三 七

省

令

○厚生労働省令第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第五十一条第一項及び第八
十五条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ
うに定める。

令和八年一月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

（傍線部分は改正部分）

目次

第一章（略）

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節（第三節）（略）

第四節 職業リハビリテーションに関する事項についての援助（第四条の十一の二）

第三章（第五章）（略）

附則

第二章 職業リハビリテーションの推進

（法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）

第四条の九 法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター（法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。第四条の十一の二及び第二十条の二において同じ。）、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

第四節 職業リハビリテーションに関する事項についての援助

（基礎的研修）

第四条の十一の二 雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（第二十条の二において「基礎的研修」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第二十条第四号及び第二十二号第五号の規定に基づき、障害者職業総合センター（法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センターをいう。第二十条の二において同じ。）及び地域障害者職業センターが行う研修であつて、雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修
- 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める研修

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

- 一 法第四十九条第一項第四号の二の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、次に掲げる事業を行うもの（当該事業を適切に行うことができると機構が認めるもの（以下「認定社会福祉法人等」という。）に限る。）

イ 障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であ

改 正 前

目次

第一章（略）

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節（第三節）（略）

（新設）

第三章（第五章）（略）

附則

第二章 職業リハビリテーションの推進

（法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）

第四条の九 法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

（新設）

（新設）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

- 一 法第四十九条第一項第四号の二の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（以下この条において「地

- と認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（上級職場適応援助者（次項に規定する上級職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）訪問型職場適応援助者（第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものに限る。以下この号並びに第三号へにおいて同じ。）が作成した計画又は社会福祉法人等の訪問型職場適応援助者が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）の作成に係る事業
- ロ 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（上級職場適応援助者が作成した計画に限る。第三号ロにおいて同じ。）の作成に係る事業
- ハ 障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（認定社会福祉法人等が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ハにおいて同じ。）の承認に係る事業
- 二 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（認定事業主（次号に規定する援助を適切に行うことができる）と機構が認める事業主をいう。へ及び第三号へにおいて同じ。）が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号二において同じ。）の承認に係る事業
- ホ 障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は認定社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ホにおいて同じ。）に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助に係る事業
- ヘ 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号へにおいて同じ。）に基づき認定事業主の企業に籍型職場適応援助者（第四項に規定する企業に籍型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）とともに行う上級職場適応援助者による援助に係る事業
- 二 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター、認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。次号トにおいて同じ。）に基づき援助を行う企業に籍型職場適応援助者の配置を行う事業主（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）
- 三 次のいずれかに該当するもの（加齢に伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた障害者である労働者（三十五歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）の継続雇用のため、次のいずれかの措置を行うことが必要であり、かつ、当該措置を適切に行うことができる）と機構が認めるものに限る。）
- イ 社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成に係る事業を行うもの

域障害者職業センター」という。）が作成した計画、社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画又は一定の実務の経験を有する社会福祉法人等が作成した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）に基づき、訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、研修を修了した者であつて、訪問等による援助の実施に必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。同号イ及び次項において同じ。）による援助の事業を行うもの（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）

- 二 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センターが作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画に限る。次号ロにおいて同じ。）に基づき援助を行う企業に籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、研修を修了した者であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。同号ロ及び第三項において同じ。）の配置を行う事業主（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）
- 三 次のいずれかに該当するもの（加齢に伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた障害者である労働者（三十五歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）の継続雇用のため、次のイ又はロの措置を行うことが必要であると機構が認めるものに限る。）
- （新設）

8	一・二 (略)	二 (略)	7	6	5	4	3	2	1	0					
			第二項第三号及び第四項の企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。	第二項第三号及び第三項の訪問型職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。	一 法第二十条第三号及び第二十二号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修	一 法第二十条第三号の規定に基づき障害者職業総合センターが行う上級職場適応援助者の養成のための研修	二 上級職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修	企業在籍型職場適応援助者は、職場適応援助者のうち、基礎的研修及び企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものとする。			訪問型職場適応援助者は、職場適応援助者のうち、基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有するもの	上級職場適応援助者は、次に掲げる者のうち、第五項に規定する上級職場適応援助者養成研修を修了したものであるもの。	一 訪問型職場適応援助者であつて、一定の実務の経験を有するもの	二 企業在籍型職場適応援助者であつて、一定の実務の経験を有するもの	三 基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、障害者の雇用契約に基づく就労に係る支援に関する一定の実務の経験を有するもの
4	一・二 (略)	二 (略)	3	2	(新設)	(新設)	(新設)	イ	0	0					
第一項第二号の研修は、次のいずれかに該当するものとする。	前項第一号の研修は、次のいずれかに該当するものとする。	一 法第二十条第三号及び第二十二号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項第一号において「障害者職業総合センター」という。）及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修	一 法第二十条第三号及び第二十二号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項第一号において「障害者職業総合センター」という。）及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの			社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの	社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの			

2 この省令の施行の際現に改正前の第二十条の二第二項の訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第三項の企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講中の者であつて、この省令の施行後当該研修を修了したものであるものは、それぞれこの省令による改正後の第二十条の二第六項に規定する訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第七項に規定する企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者とみなす。

2

1

附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和七年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

三	二	
(略)	(略)	漁業共済事業実施費補助金 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金 (略) 農業農村整備事業費補助 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金（林野庁の所掌に係るものを除く）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（水産庁の所掌に係るものを除く）、農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）に限る。）
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

三	二	
(略)	(略)	漁業共済事業実施費補助金 (新設) (略) 農業農村整備事業費補助 (新設)
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

法 規 的 告 示

○厚生労働省告示第六号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第一号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第八項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等の一部を改正する告示

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のよう
うに改正する。

改	正	後	前
---	---	---	---

第五条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一（略）

十 前条第一項第三号の助成金 施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月（当該障害者につき施行規則第二十条の二第一項第三号トに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。）

第五条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一（略）

十 前条第一項第三号の助成金 施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月（当該障害者につき施行規則第二十条の二第一項第三号ロに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	前
---	---	---	---

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。

イ（略）

ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第六項各号に掲げる研修

ハ（略）

二（略）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。

イ（略）

ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項各号に掲げる研修

ハ（略）

二（略）

第三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等（令和三年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のよう
うに改正する。

改	正	後	前
---	---	---	---

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する職場適応援助者助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する職場適応援助者助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

- 一 施行規則第二十條の二第一項第一号又は第三号イからハまでに該当する法人に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（その額が一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円）
- イ 訪問型職場適応援助者（施行規則第二十條の二第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下同じ。）が障害者（同条第一項第一号イに規定する障害者のうち精神障害者を除く。ロ及び次条第一号において同じ。）に対し、四時間以上の援助等（次に掲げる援助等をいう。以下同じ。）を行った回数に一万八千円を乗じて得た額
- (1) 施行規則第二十條の二第一項第一号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成
- (2) 同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成
- (3) 同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認
- (4) 同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認
- (5) 同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助
- (6) 同号ヘに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、認定事業主（同号ニに規定する認定事業主をいう。）の企業が在籍型職場適応援助者（同条第四項に規定する企業が在籍型職場適応援助者をいう。以下同じ。）とともに行う上級職場適応援助者（同号ヘに規定する上級職場適応援助者をいう。）による援助
- ロ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額
- ハ 訪問型職場適応援助者が障害者（施行規則第二十條の二第一項第一号に規定する障害者のうち精神障害者に限る。ニ及び次条第二号において同じ。）に対し、三時間以上の援助等を行った回数に一万八千円を乗じて得た額
- ニ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額
- 二 施行規則第二十條の二第一項第二号又は第三号トに該当する事業主に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（施行規則第十九條の二第一項第二号ニ又は同項第四号ハに規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限り、その額が一事業主につき一會計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において三百万円を超えるときは、三百万円）
- イ 企業が在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万円（中小企業事業主（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二條の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。ロにおいて同じ。）又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十條第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であつて、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。ロにおいて同じ。）であつて施行規則第二十條の二第一項第三号に該当するもの（同号イからハまでに該当するものを除く。ロにおいて同じ。）にあつては、八万円）を乗じて得た額
- ロ (略)
- 2 施行規則第二十條の二第一項第一号又は第三号イからハまでに該当する法人が、その雇用する労働者に対し、同条第六項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助等を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、前項第一号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

- 一 施行規則第二十條の二第一項第一号又は第三号イに該当する法人に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（その額が一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円）
- イ 施行規則第二十條の二第一項第一号に規定する訪問型職場適応援助者（以下「訪問型職場適応援助者」という。）が障害者（同号に規定する障害者のうち精神障害者を除く。ロ及び次条第一号において同じ。）に対し、四時間以上の援助等を行った回数に一万八千円を乗じて得た額
- ロ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額
- ハ 訪問型職場適応援助者が障害者（施行規則第二十條の二第一項第一号に規定する障害者のうち精神障害者に限る。ニ及び次条第二号において同じ。）に対し、三時間以上の援助等を行った回数に一万八千円を乗じて得た額
- ニ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額
- 二 施行規則第二十條の二第一項第二号又は第三号ロに該当する事業主に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（施行規則第十九條の二第一項第二号ニ又は同項第四号ハに規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限り、その額が一事業主につき一會計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において三百万円を超えるときは、三百万円）
- イ 施行規則第二十條の二第一項第二号に規定する企業が在籍型職場適応援助者（以下「企業が在籍型職場適応援助者」という。）が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万円（中小企業事業主（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二條の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。ロにおいて同じ。）又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十條第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であつて、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。ロにおいて同じ。）であつて施行規則第二十條の二第一項第三号に該当するもの（同号イに該当するものを除く。ロにおいて同じ。）にあつては、八万円）を乗じて得た額
- ロ (略)
- 2 施行規則第二十條の二第一項第一号又は第三号イに該当する法人が、その雇用する労働者に対し、同条第二項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助等を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、前項第一号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第四條 指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

三	施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号トに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三條第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。						
	4（略）						
	5 施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号トに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第七項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業に籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。						
	第二条 助成金の対象となる援助等の期間は、次の各号に定める期間とする。 一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従つて行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき一年八月を限度とする。 二 前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従つて行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき二年八月を限度とする。						
三（略）	指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）の一部を次の表のように改正する。 <table><tr><th>改</th><th>正</th><th>後</th></tr><tr><td>一</td><td>就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四條の十一の二に規定する基礎的研修（以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を受けた者（以下「養成研修修了者」という。）を修了し、当該研修を受けた旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎的研修修了者」という。）であること。ただし、令和十年三月三十一日までの間は、基礎的研修又はこれに相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。</td><td>一</td></tr></table>	改	正	後	一	就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四條の十一の二に規定する基礎的研修（以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を受けた者（以下「養成研修修了者」という。）を修了し、当該研修を受けた旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎的研修修了者」という。）であること。ただし、令和十年三月三十一日までの間は、基礎的研修又はこれに相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。	一
改	正	後					
一	就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四條の十一の二に規定する基礎的研修（以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を受けた者（以下「養成研修修了者」という。）を修了し、当該研修を受けた旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎的研修修了者」という。）であること。ただし、令和十年三月三十一日までの間は、基礎的研修又はこれに相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。	一					
二	（略）	（略）					

三	施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号ロに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三條第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。	
	4（略）	
	5 施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号ロに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業に籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。	
	第二条 助成金の対象となる援助等の期間は、次の各号に定める期間とする。 一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従つて行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき一年八月を限度とする。 二 前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従つて行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき二年八月を限度とする。	
三（略）	（略）	（略）

附 則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

3 施行規則第二十條の二第一項第二号又は第三号トに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三條第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。

4（略）

5 施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号トに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第七項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業に在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二条 助成金の対象となる援助等の期間は、次の各号に定める期間とする。

一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき一年八月を限度とする。

二 前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき二年八月を限度とする。

三（略）

3 施行規則第二十條の二第一項第二号又は第三号ロに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三條第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。

4（略）

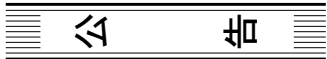
5 施行規則第二十條の二第二項第二号又は第三号ロに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業に在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二条 助成金の対象となる援助等の期間は、次の各号に定める期間とする。

一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき一年八月を限度とする。

二 前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金 訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき二年八月を限度とする。

三（略）



諸 事 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第677号

熊本県下益城郡美里町大窪175番地

債務者 松下建設株式会社

代表者代表清算人 松下 稔

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第6069号

大阪市住之江区南加賀屋2丁目2番39—701号

債務者 株式会社延藤木材

代表者代表取締役 延藤 知久

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住原 秀一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第650号

兵庫県尼崎市神田北通2丁目12番地

債務者 株式会社優斗

代表者代表取締役 芝田由加里

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 大介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時30分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第2953号

愛知県半田市花園町6丁目27番地の6 メゾンドK—2D

債務者 合同会社やさしい

代表者代表社員 野田 直裕

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 郁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第2114号

埼玉県蕨市南町3丁目4番14号蕨アイリス501号

債務者 株式会社ここから

代表者代表取締役 布田 幸代

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 達広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2901号

名古屋市名東区香南1丁目418番地の1

債務者 株式会社ギリオン名古屋支店

代表者代表取締役 星野 克己

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 誠之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第2004号

埼玉県越谷市蒲生西町2丁目8番地2マリーエⅡ105

債務者 株式会社住建

代表者代表取締役 有賀 麗子

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本 勝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時30分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第6046号

大阪府東大阪市東鴻池町4丁目7番23号

債務者 株式会社メディカルM&S

代表者代表取締役 砂田 早貴

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 和彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第913号

埼玉県所沢市大字南永井305番地、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市御幸町1番16—3102号所沢スカイライズタワー

債務者 株式会社御幸商事

代表者代表取締役 三坂 幸正

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 匡彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後4時

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第1502号

京都府城陽市寺田樋尻10番地の5

債務者 株式会社エコライフフジワラ

代表者代表取締役 藤原 寛治

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅井 悠太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第309号

長崎県長崎市万才町5番24号

債務者 プランタン企画株式会社

代表者代表取締役 森下 広明

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青野 悠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時30分

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第6146号

大阪府寝屋川市宇谷町5番2—1026号

債務者 株式会社ウッドセッション

代表者代表取締役 國分 真市

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 知己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第494号

茨城県水戸市見和2丁目246番地の1

債務者 プライムホーム株式会社

代表者代表取締役 桑名 豊

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中本 義信
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時

水戸地方裁判所

令和7年（フ）第339号

北海道旭川市3条通8丁目緑橋ビル2号館、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市末広

四条2丁目5番27号

債務者 株式会社由里子

代表者代表取締役 三輪由里子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 優文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時

旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第586号

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目15番40号

債務者 有限会社シージェイフード

代表者代表取締役 栗原 瑞賢

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇氣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時20分

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第587号

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目15番40号

債務者 有限会社シージェイライン

代表者取締役 栗原 瑞賢

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第588号

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目15番40号

債務者 株式会社C Jグループ

代表者代表取締役 田篠 燕

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第920号

埼玉県富士見市水谷東2丁目6番10号

債務者 有限会社シャレール

代表者取締役 熱海 京子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第853号

埼玉県八潮市大字垢529番地1

債務者 株式会社レフォルム

代表者代表取締役 齋藤龍之介

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 達夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第1587号

相模原市南区西大沼1―18―3アポロマキシムⅡ1F

債務者 医療法人優友会

代表者理事長 浅田 雅廣

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 弘人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第334号

石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘1丁目68番地2

債務者 株式会社笑犬

代表者代表取締役 坪光 英男

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棒田 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時
金沢地方裁判所民事部

令和7年（フ）第2793号

東京都目黒区中目黒1丁目3番5号

債務者 有限会社オフィス・グローブ・アンド・グローブ

代表者代表取締役 本多 計広

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森山憲太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時10分
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第432号

沖縄県那覇市長田1丁目23番1号

債務者 株式会社レベルオキナワ

代表者代表取締役 奥村 翼

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金城 智誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第433号

沖縄県那覇市長田1丁目23番1号

債務者 株式会社オキスマ

代表者代表取締役 奥村 翼

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金城 智誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第435号

沖縄県那覇市長田1丁目23番1号

債務者 株式会社R L

代表者代表取締役 濱元 盛俊

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金城 智誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第2246号

さいたま市見沼区深作2丁目23番地6―102号室

債務者 原鉄筋工業株式会社

代表者代表取締役 原 翔太郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久田 勝也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第238号

山形県上山市中山5330番地

債務者 有限会社中山ぶどう園

代表者代表取締役 齋藤 信明

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向田 敏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時30分
山形地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第2079号

北海道千歳市豊里5丁目7番11号

債務者 青柳真理子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤山満里奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第5960号

大阪市北区本庄東3丁目5番7―1002号、前住所大阪市北区菅栄町12番8―1号 サウス・サン302号室

債務者 p h i l i aこと 金子 竜矢

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻井 聡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第646号

兵庫県尼崎市今福1丁目1番18―201号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬寺島1丁目14番19号

債務者 穴吹 照美

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長崎 良太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第776号

静岡県駿河区高松1丁目7番25号
債務者 手塚 文江

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 哲郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第80号

福岡県宮若市龍徳226番地
債務者 平木美恵子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 星
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和7年（フ）第434号

沖縄県浦添市城間4丁目33番1—201号 レ
ジアスコート
債務者 奥村 翼

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金城 智誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第436号

沖縄県浦添市牧港3丁目33番11—205号 コ
ンフォートヒル
債務者 濱元 盛俊

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金城 智誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第1734号

埼玉県川口市西川口4丁目1番34号 キャッ
スル 302号
債務者 渡邊 勉（旧姓小島）

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2005号

さいたま市見沼区東大宮4丁目61番地6 サ
ンライズ東大宮201
債務者 有賀 麗子

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本 勝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第3115号

神奈川県大和市柳橋4丁目15番7号
債務者 丁田 重隆

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関本 和臣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2295号

大阪市城東区関目2丁目18番5—1006号
債務者 佐賀 許美

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6047号

堺市美原区今井381番地 介護老人保健施設
かたおか、住民票上の住所大阪府東大阪市東
鴻池町4丁目7番23号
債務者 砂田 敏雄
法定代理人成年後見人 原田 昇治

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 和彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6233号

大阪市中央区高津2丁目3—16—201、住民
票上の住所大阪府茨木市美穂ヶ丘19番D—
920号
債務者 raintreeこと 平尾 由梨

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里村 格
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2410号

札幌市中央区南8条西1丁目13番地11 ハイ
ツプラザ81—305号
債務者 山田 典子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 亮介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第408号

埼玉県東松山市松葉町2丁目5番16号 ヴィ
クトールⅡ 102、旧住所埼玉県東松山市大
字石橋1689番地5 東松山石橋団地1—405
債務者 小林 順一

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井野 和幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第700号

神奈川県小田原市蓮正寺470番地196
債務者 柳沢 幹雄

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第2354号

愛知県小牧市大字小牧原新田877番地1 G
rand Vin N号、従前の住所愛知県小
牧市大字東田中194番地 SAPPY AJ
I OKA105号
債務者 生田 浩幸

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田口 大介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第2700号

愛知県犬山市大字羽黒字前川原16番地 リ
バーサイドさくらⅡ 203、従前の住所愛知
県小牧市大字岩崎1096番地 レオパレス尾張
富士202号
債務者 松本慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 侑樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第347号

北海道旭市永山8条9丁目9番12号
債務者 杉野 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田めぐみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第914号

埼玉県所沢市大字南永井305番地
債務者 三坂 幸正

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 匡彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第928号

埼玉県川越市の場北1丁目11番地12
債務者 U S A ビザ鶴ヶ島店こと 新井 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 善亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後3時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第929号

埼玉県所沢市緑町2丁目3番4-103号
コーポベル
債務者 増渕久美子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 段 貞行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第3033号

名古屋市中川区千音寺4丁目2627番地 スペリア千音寺805号、従前の住所愛知県豊田市美山町2丁目24番地13 レオパレスクリプトメリア103号
債務者 沢田 優也

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 辰仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3063号

名古屋市中川区万町2105番地 P i n o P L A C E 202号、従前の住所三重県四日市市川原町23番13号 ライオンズマンション川原町1102
債務者 プランニングJ I Nこと 染川 仁志

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神谷 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第293号

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦170番地1
債務者 江島聡一郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 直
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第265号

長崎県長崎市矢の平2丁目10番39号 ボナール矢の平105
債務者 宮原 智香

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 岳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第689号

熊本市西区池田1丁目15番43号 上村マンション203、異動前住所熊本市西区上熊本3丁目15番5-302号 県営上熊本団地
債務者 立花 香

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山村 康一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第595号

鹿児島市荒田1丁目18番10号
債務者 渡部 正利

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝川 慎二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第2060号

さいたま市西区西大宮3丁目38番地1 デュオヒルズ西大宮ザ・グランテラス441
債務者 重松 一善

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2061号

さいたま市西区西大宮3丁目38番地1 デュオヒルズ西大宮ザ・グランテラス441
債務者 重松 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第216号

長野市大字風間766番地1 コーポタキザワ2 2-C、旧住所長野市大字石渡171番地2 グリーンビレッジ202号
債務者 柳澤 和子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第168号

岐阜県養老郡養老町田172番地4
債務者 Y O S A P A R K P o n o p o n o こと 田中 幸恵

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 綴喜 秀光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第778号

静岡県駿河区石田2丁目3番10-203号
債務者 野口 正行

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川将大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第6147号

大阪府寝屋川市宇谷町5番2-1026号
債務者 國分 真市

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 知己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第752号

熊本市中央区新町3丁目3番30号 クロノス40新町Ⅲ 1001

債務者 青山 一翔

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 誠也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第323号

神奈川県横須賀市津久井2丁目9番4—404号

債務者 白井 千尋

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第2123号

埼玉県上尾市大字上1312番地6

債務者 小磯 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 憲武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第634号

埼玉県所沢市大字下富867番地の13、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保2丁目25番10号

債務者 栗原瑞賢こと 万 瑞賢

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第635号

東京都西東京市ひばりが丘1丁目2番1—516号

債務者 田篠 燕

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第921号

埼玉県富士見市山室2丁目17番27号

債務者 熱海 京子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第922号

埼玉県富士見市山室2丁目17番27号

債務者 熱海 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年（フ）第2372号

横浜市鶴見区潮田町2丁目127番地4 ユナイト鶴見イスタンプール106

債務者 ペデロス バルベレデ ロナルド アウグスト (PEDREROS VALVERDE RONALD AUGUSTO)

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 浩人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2429号

北海道北広島市新富町東1丁目7番地16 バレスニーノ北広島Ⅱ304号

債務者 安藝 義隆

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹間 寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1143号

大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目1番29号 ハウスNo. 10

債務者 水谷 洋

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 聡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第746号

静岡県葵区牧ヶ谷2284番地 ベルプライムA203号

債務者 中川 善彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第769号

静岡県葵区大岩1丁目6番26—201号、旧住所静岡県葵区七間町17番地の1 エンプルタワー七間町506号

債務者 小川 倫衣

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桐山 圭悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第261号

長野県松本市梓川倭2352番地 アメニティーあずみ野C103

債務者 中野 京子

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊森 裕太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第187号

岐阜県大垣市長松町909番地1 コートオリーブA 101

債務者 一柳 僚佑

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 裕之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第319号

神奈川県横須賀市大津町3丁目30番9号、前住所神奈川県横須賀市浦賀7丁目7番2号

債務者 中田 勤

- 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 俊明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第322号

神奈川県三浦郡葉山町木古庭633番地の3、
前住所愛知県豊田市福受町中ノ切36番地サ－
プラスワン門池A103号
債務者 二宮 俊平
1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月18日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第86号

長野県諏訪市大字上諏訪6317番地1 ハイッ
相五B
債務者 奥田 清子
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鳥川 秀司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月25日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（フ）第114号

山口市下小鯖1171番地104
債務者 原 拓海
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐伯 奉文
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月27日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第854号

埼玉県八潮市大字垢529番地1 パレスジェ
リカ302号
債務者 齋藤龍之介
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 達夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月10日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第95号

北海道岩見沢市南町7条2丁目2番15－6号
コーボヤマト
債務者 小西 次子（旧姓赤石）
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西脇 崇晃
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月10日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年（フ）第1362号

仙台市宮城野区福室5丁目23番8－203号
債務者 遠藤 龍二
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1427号

仙台市青葉区南吉成5丁目13番地の6
債務者 芹澤 匠平
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1470号

仙台市太白区泉崎2丁目2番3号 ビレッジ
泉崎101
債務者 澤谷 政幸
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第227号

茨城県結城市大字結城6381番地12 アウロー
ラ21 202
債務者 宗形 祐治
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第2223号

東京都町田市木曽東1丁目2番B3－802号
債務者 種田アケミ
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第726号

静岡県藤枝市時ヶ谷393番地の31 アメニ
ティ103号
債務者 渡邊 保信
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第773号

静岡県島田市高砂町6468番地の2
債務者 加納 信子

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第452号

静岡県浜松市中央区中沢町32番25号 メゾン
中沢202号室、前住所静岡県浜松市中央区富
塚町175番地の1 ヴィラ富塚306号室
債務者 中村 雪雄

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第453号

静岡県浜松市中央区萩丘2丁目11番1号コー
ポロード102
債務者 宇山 利武

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第2801号

名古屋市中区千代田1丁目11番38号 グレイ
スコート千代田701号
債務者 青野 俊弘

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3061号

名古屋市中川区大地1番地の2 市営万場北
荘2棟406号

債務者 加藤 晃将

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1104号

神戸市兵庫区西橋通1丁目1番16—303号

債務者 江口陽世里

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1118号

神戸市長田区野田町7丁目1番20号 野田マ
ンション301号

債務者 富島 勝照

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1123号

神戸市長田区明泉寺町3丁目8番7—204号

債務者 石田 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第654号

兵庫県西宮市甲子園一番町5番10—301号

債務者 森田 直美

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第91号

島根県出雲市大社町杵築南1211番地1、前住
所大阪府大阪市北区豊崎1丁目5番23号 サ
ンハイツ園部 201号室

債務者 藤田 一輝

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年（フ）第673号

岡山県赤磐市山陽6丁目1番1—310号

債務者 井本 隆

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第713号

岡山市中区国富2丁目5番43号 クレオハイ
ツ国富304

債務者 塩見 豊子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第720号

岡山市東区可知3丁目17番40号 シャトレ・
ファミーユB202号室

債務者 長畑 正敏

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第135号

広島県三原市沼田東町七宝267番地1 市営
住宅314号

債務者 開原 博子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和7年（フ）第280号

広島県福山市神辺町大字川北1239番地6、旧
住所広島県広島市南区字品御幸5丁目2番
13—301号

債務者 吉本 美穂（旧姓福嶋）

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第92号

山口県下関市今浦町4番18号

債務者 恵木有岐夫

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年（フ）第368号

愛媛県松山市正円寺3丁目1番4号 エコパ
ティオ正円寺D

債務者 門田恵未合

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第486号

大分県臼杵市井村山ノ下2719番地 有料老人
ホーム はれやか・すえひろ、住民票上の住
所大分県臼杵市大字下ノ江1308番地

債務者 坪川 久信

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第547号

大分市長浜町1丁目9番9号 大津ビル12

債務者 尾田 松子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第73号

兵庫県姫路市庄田76番地3 ヴィヴァーチェ
103号

債務者 藤本亜紀奈

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和 7 年（フ）第 2 7 0 号

山形市宮町 1 丁目 1 番 52 号 シニアパシヨ
ン山形宮町 102 号、前住所山形市江俣 1 丁
目 4 番 4 号

債務者 田中 敦

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日午後 2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
山形地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 2 1 4 号

福島市飯坂町字馬場 20 番地の 5 平和マンショ
ン西 1

債務者 森 ユキ子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日午後 2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
福島地方裁判所

令和 7 年（フ）第 3 1 5 号

茨城県つくば市松代 1 丁目 30 番地 2 ペル
ヴィ S E N A 棟 101 号

債務者 山本 貴子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和 7 年（フ）第 2 0 1 号

茨城県龍ヶ崎市松葉 5 丁目 10 番地 1 ペル
セーヌ松葉 301 号室

債務者 具志堅晃代

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 0 2 号

茨城県取手市小文間 4034 番地

債務者 中村 清文

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和 7 年（フ）第 1 3 4 号

栃木県小山市大字中久喜 1104 番地 28、前住所
山形県酒田市豊原字福升田 189 番地

債務者 池田 純子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和 7 年（フ）第 9 4 2 号

埼玉県入間市大字上藤沢 286 番地 1

債務者 田中 正夫

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（フ）第 9 5 5 号

埼玉県所沢市南住吉 21 番 33－405 号 ペル
ウッドマンション 2

債務者 草間 理緒

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（フ）第 3 6 6 号

千葉県佐倉市井野 1089 番地 167 グランドメ
ゾン 201 号

債務者 茂木 大輔

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 19 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和 7 年（フ）第 2 7 0 3 号

神奈川県綾瀬市上土棚北 3 丁目 16 番 29 号 T
ME ハイツ 206

債務者 福原 明美

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 2 7 4 2 号

横浜市瀬谷区下瀬谷 3 丁目 19 番地 19 セブン
ティ・S 102 号

債務者 長嶺 康夫

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 2 7 6 1 号

横浜市青葉区あざみ野 3 丁目 23 番地 2 ハイ
プラザ桜並木 A－201

債務者 三浦 こと

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 2 8 4 0 号

横浜市西区平沼 1 丁目 14 番 20－701 号

債務者 佐藤 道人

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 2 8 8 2 号

神奈川県藤沢市大庭 5206 番地の 1 グリーン
ヒル湘南 303

債務者 城戸崎朋子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 2 9 1 8 号

神奈川県高座郡寒川町岡田 7 丁目 1 番 20－
101 号

債務者 湊谷 義男

- 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 22 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を
支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和7年（フ）第3035号

横浜市中区寿町3丁目11番地7 青葉荘321号
債務者 藤田 魁生

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3094号

横浜市保土ヶ谷区上星川2丁目17番26号
債務者 倉本 沙織

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3201号

神奈川県茅ヶ崎市共恵1丁目13番32号 ジャパンビル共恵104号室
債務者 海老澤伸之

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第535号

川崎市麻生区細山6丁目1番5-108号 読売ランド第一マンションズ
債務者 小野マリリンこと ONO MARI LYN NINI

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第756号

川崎市多摩区菅4丁目7番21号 アーバンハウス石黒 305
債務者 井上 弘昭

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第783号

川崎市多摩区南生田2丁目2番11号 カサベルデK 202
債務者 山崎 奈美（旧姓松永）

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第888号

川崎市高津区梶ヶ谷2丁目7番地34 マイキャッスル第二梶ヶ谷 101
債務者 小岩井雅和

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第308号

神奈川県横須賀市太田和1丁目7番1号 ベルウッドI 101、前住所神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東2丁目47番地7 コーポ小金203
債務者 植木 務

- 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第249号

三重県亀山市太森町392番地1
債務者 宮崎ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第250号

三重県津市西古河町7番34号 ワンハイソオカムラ102号室
債務者 久木 博美

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第255号

三重県亀山市田村町675番地1 ルナガーデンII棟201号
債務者 藁谷 睦

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第266号

三重県鈴鹿市岸岡町1700番地の168
債務者 石崎 仁美

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第336号

三重県四日市市南浜田町4番20-502号 サンマンション・アトレ四日市、前住所埼玉県上尾市緑丘2丁目4番7号 ベルーナ緑丘社員寮205
債務者 生川 智仁

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第1334号

京都市中京区壬生朱雀町6番地2 アクシルコート京都二条ウエスト 1103
債務者 澤西 昭次

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1406号

代替住所A（住民票上の住所京都市下京区堺町通松原下の鍛冶屋町252番地ラフォーレ堺町302号）
債務者 吉本真奈美

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1414号

京都府城陽市奈島内垣内87番地の2
債務者 表 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1432号

京都市下京区中堂寺庄ノ内町24番地5 レジデンス門脇105、前住所京都市伏見区羽束師菱川町554番地 レオパレス カステール210号
債務者 上田 麗香

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1504号

京都市左京区田中南西浦町82番地
債務者 竹内 英一

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1546号

京都市伏見区小栗栖牛ヶ淵町21番地 エルメゾン醍醐202
債務者 早瀬 雅修

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第636号

兵庫県尼崎市竹谷町1丁目12-1-102、住民票上の住所兵庫県尼崎市道意町2丁目20番地
債務者 田中 徹也

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第297号

奈良市南京終町2丁目251番地の5 シティパレスやすらぎの道P5-353号
債務者 佐生 真依

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第1190号

広島市安佐北区真亀4丁目1番54-604号
債務者 姜 潤玉

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第161号

広島県呉市山手2丁目15番1-402号
債務者 松本 薫

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年（フ）第333号

徳島県板野郡北島町中村字川田2番地7 フラワーハイツ 102号室
債務者 曾我部 梢

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第343号

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山198番地2
債務者 細川 芳子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第397号

佐賀市新生町4番44-1号 プレミールMA棟102、前住所佐賀市高木瀬東6丁目9番5号 城北団地 TC10 5号
債務者 木室 志保

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第98号

大分県中津市大字下池永432番地1 ヴィラ・エスポワールS 201号室
債務者 梶谷 理恵

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年（フ）第141号

宮城県北諸県郡三股町大字蓼池1805番地1 サンヒルズガーデンII C号棟、前住所鹿児島県曾於市末吉町深川4620番地3
債務者 福丸 沙耶

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年（フ）第145号

宮崎県都城市立野町6号12番地1
債務者 濱田 由紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年（フ）第198号

宮崎県延岡市野田町5098番地2 メゾン清水202
債務者 川下 千虎

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第200号

宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1671番地1
債務者 黒木キヨミ

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第202号

宮崎県延岡市出北5丁目14番12号
債務者 藤田 孝
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第203号

宮崎県延岡市惣領町26番1—203号 ヨシダ
ハイツ、前住所宮崎県延岡市出北3丁目9番
14—101号 ボナール出北
債務者 児玉 健生
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第208号

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5691番地1
あけぼの団地3号棟
債務者 西田 廣秋
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第483号

沖縄県浦添市西原5丁目23番5—201号 パ
ティオンハイツ
債務者 益田 尚江
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第320号

沖縄県うるま市字江洲536番地2
債務者 前濱 貴乃（旧姓上地）
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（フ）第323号

沖縄県沖縄市宮里2丁目11番1号 パークサ
イド川上102
債務者 安里 章子

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（フ）第1781号

埼玉県鴻巣市松原2丁目4番8—106号 市
営松原団地2号棟
債務者 島田ヒテ子

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2221号

埼玉県川口市市川口6丁目5番23号 ラメール
大槻101号
債務者 木村 嘉伸

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第583号

埼玉県越谷市南町1丁目15番27号 アルカ
サール南303
債務者 森田 健一

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第663号

埼玉県春日部市中央3丁目1番地30 第16ア
オイビル101、旧住所埼玉県春日部市大場
1110番地 上原第5ビル205号
債務者 大井 稔

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第780号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩18番地
債務者 秋田 稔

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第788号

埼玉県八潮市大字大曾根449番地12 プライ
ムメゾン1 101
債務者 平松 菜穂

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第815号

埼玉県春日部市大場1098番地3
債務者 伊佐地洋一

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第893号

埼玉県川越市新富町1丁目14番地1 （川越
パーク・ホームズ608号室）
債務者 福田 盛一

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第950号

埼玉県狭山市柏原4178番地
債務者 長嶋健司郎

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第953号

埼玉県川越市中原町1丁目24番地5（伊藤荘3号室）

債務者 日高 文敏

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第954号

埼玉県川越市中原町1丁目24番地5（伊藤荘3号室）

債務者 日高 真衣

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第967号

埼玉県所沢市大字上安松969番地の7

債務者 保永 勝

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第993号

埼玉県飯能市大字川寺186番地4 グリーンハウスBー2

債務者 片山 尚洋

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第370号

千葉県四街道市和良比950番地70（第2和良比ハイツ206号）

債務者 宮古 義孝

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第2061号

東京都西東京市東伏見5丁目5番9号クレスト武蔵野101号

債務者 寺脇 正博

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2073号

東京都府中市西原町4丁目19番地の25サニーホームズ府中203

債務者 樋渡 紀雄

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2117号

東京都西東京市向台町2丁目8番26号ケイ・アイコーポ201号

債務者 蒲生 淳

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2263号

東京都東大和市桜が丘3丁目44番地の31桜が丘団地15ー402号

債務者 佐久間さつき

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第5600号

大阪市東淀川区大道南3丁目12番7ー106号

債務者 松田 圭来

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5738号

大阪府吹田市市内本町2丁目17番2ー103号

債務者 九鬼 勝博

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5752号

大阪市城東区天王田4番36号 エスペラル城東 405、前住所大阪市都島区大東町2丁目3番7号 エスポワール若杉 502号

債務者 賀谷 剛一

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5825号

大阪府寝屋川市日新町11番13号

債務者 織田 智子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5951号

大阪市東淀川区北江口1丁目3番2ー701号

債務者 立入さおり

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5989号

大阪市東住吉区住道矢田6丁目15番2号 住宅型有料老人ホーム楽

債務者 伊福 雅昭

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5995号

大阪府寝屋川市石津元町13番33号（302号）メゾンエトワール

債務者 桑原 正人

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6071号

大阪府池田市緑丘1丁目4番25号 （105号）
債務者 布川 忠頌

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6094号

大阪市住之江区御崎4丁目3番7—804号
債務者 横山 雅文

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6095号

大阪市住之江区御崎4丁目3番7—804号
債務者 横山 久美

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6159号

大阪市北区本庄東2丁目5番12号 サンクレ
スト本庄 703号室
債務者 加納久美子

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6197号

大阪府豊中市桜の町6丁目6番5号
債務者 松本 正明

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6229号

大阪市東淀川区豊新2丁目5番14号 サウス
ポイント上新庄 404号
債務者 水門 寿

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6390号

大阪市阿倍野区桃ヶ池町2丁目3番22号 阿
倍野桃ヶ池シティハウス603号
債務者 北谷 政江

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1210号

広島市安芸区中野東5丁目4番37—24号
債務者 田上 勝之

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1239号

広島県安芸郡熊野町貴船10番5—808号
債務者 堀江 晋

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第254号

盛岡市名須川町19番10号 名須川ヒルズD
201号、前住所岩手県久慈市長内町第16地割
6番地5
債務者 外浦 祐奈

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第409号

盛岡市西見前15地割24番地10 ミネックス
102号
債務者 内田朱美こと 金 朱美

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第488号

茨城県ひたちなか市湊中央1丁目6番13号
債務者 須藤ひなの

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
水戸地方裁判所

令和7年（フ）第207号

新潟県長岡市寺泊万善寺1129番地4
債務者 進藤 優果

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第227号

新潟県魚沼市小庭名141番地5
債務者 山之内和博

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第376号

千葉県富里市七栄298番地5（ハイツモンシェ
A203）
債務者 若松 志乃

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第330号

神奈川県横須賀市富士見町3丁目50番地 サ
ニーハイツ102
債務者 高橋 英一

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第170号

青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃49番地1、旧住所愛知県稲沢市朝府町7番4―110号

債務者 山田 良二

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第171号

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上西田124番地6

債務者 山崎 隆裕

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第602号

神奈川県厚木市酒井526番地4

債務者 佐藤 勝

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第70号

福岡県八女市馬場912番地1 前畑団地77棟304号

債務者 江崎 政子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年（フ）第608号

熊本市北区山室3丁目3番25号 フォーナイン103

債務者 松田 祐佳

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第157号

山口県防府市高倉1丁目9番1号 エクスリート・K I 203、前住所山口県下関市小月幸町11番18号 コーポ丸喜 201号

債務者 佛原 舞

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和6年（フ）第443号

千葉県船橋市前原西2丁目32番7号 ニューヨークコンフィデンスビル4階

破産者 株式会社ロイドウィル

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第476号

東京都足立区江北4丁目11―6―305

破産者 青木 翔

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第2103号

東京都中野区野方6丁目51―8―302

破産者 太田 悠斗

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第5336号

東京都大田区上池台2丁目32番3号

破産者 有限会社ケアステーション桃の木

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第5337号

東京都大田区田園調布1丁目39―7―101、開始決定時の住所東京都大田区上池台2丁目32―3 第二ミズビル305

破産者 長岡 澄子

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第5471号

東京都千代田区岩本町3丁目10番地7号

破産者 株式会社東京さくら印刷

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第5763号

東京都台東区柳橋1―23―11 齋藤ビル1階

破産者 株式会社エテルナ

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第8259号

東京都武蔵野市境1丁目6―11 コンフォート1F

破産者 飯島 岳男

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第379号

東京都西東京市田無町5丁目2―17―102

破産者 菅原 史絵

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1543号

東京都北区中十条2―17―13、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市安行出羽5丁目2番35号

破産者 G Tオートシステム株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1980号

東京都狛江市岩戸南4―3―5、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号

破産者 有限会社和楽コーポレーション

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1981号

東京都狛江市岩戸南4－3－5、商業登録簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号 第1レアヒビル101
破産者 株式会社エスポ

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2268号

東京都足立区神明南2丁目3－18－401
破産者 佐藤 明男

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3069号

東京都中央区銀座7丁目13番6号 サガミビル2階
破産者 テイラード株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3520号

東京都台東区台東3丁目32番1号
破産者 株式会社Cool Props

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3766号

東京都足立区保木間5丁目26番2－903号
破産者 有限会社A&F JAPAN

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3767号

東京都港区赤坂9丁目6番28－207号
破産者 アドネクスト株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3954号

東京都港区南青山6－7－7 401号室、商業登録簿上の本店所在地東京都港区南青山6丁目11番3号 神通ビル603
破産者 株式会社インフィニート

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3955号

山形県鶴岡市末広町6番39号
破産者 株式会社セブンブリッジ

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3956号

東京都中央区勝どき1丁目13－6－3113
破産者 武田 智幸

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3961号

東京都三鷹市下連雀5丁目8－1－203
破産者 會田 富美

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4161号

東京都品川区東品川1丁目22番8号
破産者 株式会社ニンジャタウロス

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4162号

東京都稲城市若葉台4丁目33 ビューコート若葉台7－501
破産者 加藤 裕太

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4195号

東京都三鷹市下連雀4丁目15番33号
破産者 有限会社ダイリーズ

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4196号

東京都三鷹市下連雀3丁目37番28－401
破産者 株式会社ココタ

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4197号

東京都練馬区石神井台5丁目17－7－103
破産者 横田 千里

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4333号

東京都品川区大崎3丁目14－14－202
破産者 株式会社ガーデン

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4334号

東京都品川区大崎3丁目14－14－202
破産者 松澤 達也

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4365号

東京都大田区南馬込3丁目31－15－102
破産者 光田健一こと 鄭 健一

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4401号

東京都西東京市南町1－8－7 1階、商業登録簿上の本店所在地東京都練馬区石神井台4丁目14番23号
破産者 株式会社オーエスワン

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4572号

東京都豊島区長崎6丁目40－9－202
破産者 鈴木 瑞

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4675号	
東京都東村山市恩多町5丁目52―13	
破産者 稲垣 八苗	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第4723号	
東京都品川区南品川2丁目9―3―301	
破産者 米倉真由子	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第4795号	
東京都足立区梅田6丁目3―1―401	
破産者 小林 義次	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第4852号	
東京都江戸川区春江町2丁目6―2 リバーサイドM301	
破産者 小山 真美	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第4940号	
東京都中央区銀座7丁目13番6号 サガミビル2階	
破産者 株式会社JAM	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年（フ）第4955号	
東京都杉並区宮前1丁目15―9―201	
破産者 上沼 郁	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5161号	
東京都江東区千田1―6―301	
破産者 井出 一弥	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5407号	
東京都墨田区菊川1丁目9―13―301	
破産者 日下 伽織 (旧姓荻沢)	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5459号	
東京都足立区西新井6丁目29―5―303	
破産者 木村 元彦	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5578号	
東京都練馬区早宮2丁目21―30	
破産者 加藤 一美	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年（フ）第5685号	
東京都港区芝浦1丁目4―11―705	
破産者 山分 大樹	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5697号	
東京都墨田区緑2丁目1―2―402 CRE VANCE 両国 SOUTH	
破産者 大西 弘法	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5831号	
東京都新宿区上落合2丁目19―10―6	
破産者 八木下英明	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第5945号	
埼玉県所沢市くすのき台2丁目20―7―303	
破産者 中村 朝美	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第6212号	
東京都江戸川区船堀2丁目4番25号	
破産者 有限会社和幸	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年（フ）第6213号	
東京都江戸川区北葛西1丁目21―18―301	
破産者 山岡 芳郎	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第6261号	
東京都東大和市清水4丁目945―5―303	
破産者 倉持 満	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第6262号	
東京都東大和市清水4丁目945―5―303	
破産者 倉持 妙美	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第6271号	
兵庫県西宮市甲子園七番町20番15号	
破産者 株式会社Wake Body Restart	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年（フ）第6413号	
東京都目黒区洗足1丁目5―7 瀧澤方	
破産者 笠島 哲	
1	決定年月日 令和7年12月18日
2	主文 本件破産手続を廃止する。
3	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年（フ）第6440号

東京都足立区江北7丁目12―1―901

破産者 田代 誠

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6454号

東京都千代田区九段南4丁目1番10号

破産者 ワールドタワー株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6481号

東京都中野区松が丘1丁目13―1 ツイン
ヴィレッジ有波B 201

破産者 濱野 佳

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6486号

東京都豊島区西池袋3丁目29番9号

破産者 一般社団法人ママ育協会

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6562号

千葉県白井市平塚2751番地

破産者 株式会社三誠電業社

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6973号

東京都多摩市和田431―2―102

破産者 新谷 香

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6980号

東京都杉並区松庵1丁目12―11 パークサイ
ド松庵B

破産者 寺尾 誠

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6999号

東京都足立区加平1丁目8―21―1 B

破産者 清水 章徳

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7000号

東京都足立区大谷田1丁目1―4―404

破産者 酒井 正義

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7006号

千葉県浦安市日の出4丁目2―4―302

破産者 磯部 由華

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7007号

東京都足立区千住元町26―7―401

破産者 鈴木 宗義

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7019号

東京都品川区西中延2丁目12―1―101、住
民票上の住所東京都品川区旗の台1丁目6―
17 伊豆菊ビル 2F

破産者 西野入勇斗

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7064号

東京都杉並区上井草2丁目28―22 グリーン
コーポB 102

破産者 新郷 賢二

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7085号

東京都足立区花畑3丁目5―17―206

破産者 アンヶ平司朗

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7131号

東京都台東区今戸2丁目11―1―401

破産者 井田 滋子

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7151号

東京都中野区弥生町5丁目23―7―323

破産者 阿部 功

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7216号

東京都港区白金1丁目10―8―307

破産者 都丸 健太

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7217号

東京都目黒区五本木3丁目1―2 渡辺荘6

破産者 假屋 浩一

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7228号

東京都足立区中川2丁目12―7

破産者 山上未菜子

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7262号

東京都板橋区蓮根1丁目5―2―102

破産者 白石 則夫

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7264号

東京都府中市清水が丘1丁目4―11―204

破産者 青山 芳昭

- 1 決定年月日 令和7年12月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7265号
東京都大田区南蒲田2丁目25-7-206
破産者 錦 京子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7267号
東京都足立区鹿浜6丁目12-3-406、開始決定時の住所東京都墨田区墨田3丁目26-4-205
破産者 福原 明美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第212号
神奈川県横須賀市吉井2丁目6番1-802号
破産者 株式会社岡本商会
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年（フ）第796号
仙台市太白区柳生4丁目6番地の14
破産者 株式会社アクティブ・エンタープライズ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第901号
仙台市泉区明石南6丁目12-10インターシティII101号
破産者 株式会社TKシステムプロダクション
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第437号
埼玉県川口市芝1-26-2-510、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市羽衣町7-30川夙グリーンタウン3F
破産者 株式会社リアムプロモーション
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第951号
さいたま市大宮区桜木町1-195-1大宮ソラミチK〇Z4階
破産者 株式会社Y. T. Aソリューションズ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1271号
埼玉県川口市安行北谷533番地の12
破産者 株式会社トップ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1306号
埼玉県川口市戸塚2-7-1 サニーヒルズ103号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市大字道合1017番地
破産者 有限会社ユナイテッド
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年（フ）第101号
愛知県蒲郡市拾石町三田13番地6
破産者 株式会社スガテック

1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（フ）第317号
愛知県豊橋市西幸町字浜池333番地9
破産者 株式会社マネジメントクリエイターズ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（フ）第318号
愛知県豊橋市西小鷹野1丁目12番地24 オアシス西小鷹野105
破産者 蓮實 康夫
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（フ）第1662号
大阪府茨木市若園町2番41号
破産者 株式会社アドニス
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第1663号
大阪府摂津市正雀本町1丁目29番3号
破産者 株式会社カインド
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第4709号
大阪府吹田市山田南32番12-502号
破産者 株式会社チームエムズ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2625号
大阪市生野区新今里4丁目2番17号
破産者 株式会社ウィズ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2627号
大阪市生野区新今里4丁目2番17号
破産者 有限会社今里コーセツ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3324号
大阪市北区長柄東2丁目8番36-705号
破産者 シュティール・エンダーン合同会社
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3420号
大阪市東成区大今里西1丁目18番2号
破産者 株式会社エヌ・エス・ワイ
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3675号
大阪市北区本庄東2丁目2番35-501号
破産者 株式会社富豚
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第356号

大阪府大東市平野屋2丁目9番30号

破産者 株式会社華栄

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第41号

広島県福山市三吉町4丁目1番1号

破産者 三美商事株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第200号

沖縄県うるま市字州崎8番地15

破産者 株式会社Suntea A・K

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和4年（フ）第61号

青森県つがる市稲垣町豊川宮藤21番地9号

破産者 会津建設株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年（フ）第33号

岩手県上閉伊郡大槌町上町86番2

破産者 株式会社安善堂

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年（フ）第21号

山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋

163番地1

破産者 富樫建設有限公司

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和6年（フ）第333号

群馬県伊勢崎市境下瀨名1923番地

破産者 株式会社テクノワーク

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第302号

群馬県伊勢崎市下植木町633番地2

破産者 有限会社ティーアイケー

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第1437号

東京都東久留米市南町1丁目8番1―111号

破産者 尾方 佳宏

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1538号

東京都多摩市愛宕1丁目630番地の19

破産者 佐久間裕之

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1678号

東京都町田市相原町1272番地1ミライエ町田

相原104

破産者 田中 健児

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1719号

東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目18番25号ル

ナハイツ・ミヤケ107

破産者 岡田 凌也

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2052号

横浜市緑区十日市場町871番地10ウイライブ

十日市場302

破産者 株式会社Sun Ace

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2235号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号

破産者 UK I UK I PROJECT株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第363号

神奈川県秦野市平沢720番地の1

破産者 有限会社オザワ

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第369号

新潟市中央区竜が島1丁目5番1号

破産者 スイートボーク・ラボ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年（フ）第141号

長野県飯山市大字飯山11492番地298

破産者 株式会社斑尾観光

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第196号

静岡県藤枝市稲川1丁目11番48号

破産者 株式会社ホテルシルビア

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第346号

静岡市駿河区中村町19番地の6

破産者 竹下 愛士

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第10号

香川県三豊市三野町吉津甲533番地

破産者 株式会社昇栄電工

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

免責許可決定

令和7年（フ）第55号

滋賀県米原市間田391番地 山東アパートⅡ
305号

破産者 島田 宏昭

- 1 決定年月日 令和7年12月16日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年（フ）第1703号

福岡市中央区薬院2丁目3番11—1507号 エ
ンクレスト薬院大通

破産者 米澤 真理

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1738号

福岡県太宰府市坂本1丁目1番3号 永田方
破産者 飯塚 良子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1761号

福岡市南区大楠3丁目7番11—105号 ホワ
イトスクエア高宮

破産者 相馬 未来

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1766号

福岡市博多区那珂3丁目19番1—408号 市
営那珂第一住宅1棟

破産者 谷丸 鈴香

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1769号

福岡県春日市千歳町1丁目64番地 春日原
コーポ203号

破産者 井ノ上俊雄

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1795号

福岡県宗像市池田3100番地253

破産者 梅永 由香

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1806号

福岡市博多区上牟田3丁目2番12—1006号

福岡県公営住宅上牟田団地

破産者 浦 照明

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1819号

福岡県大野城市川久保2丁目2番18—204号

破産者 有永 豊子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1824号

福岡市東区香椎3丁目2番20—203号 スク
エアガーデンA棟

破産者 山地有理耶

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1838号

福岡県筑紫野市大字若江464番地 クレール
M105号

破産者 村上 亮子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1839号

福岡県福津市津屋崎7丁目17番21号 ボンボ
ヤージュB 202号

破産者 斉藤志緒梨（旧姓寺敷）

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1844号

福岡市東区御島崎1丁目1番105号 御島崎
団地

破産者 大沢 文子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1870号

福岡市早良区星の原団地51番101号

破産者 本多 博子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1874号

福岡市東区雁の巣1丁目7番30号 M、T奈
多ヶケア院、住民票上の住所福岡市東区原田1
丁目4番1—1005号 アルファステイツ箱崎
破産者 庄司 鈴子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1878号

福岡市南区皿山4丁目3番5—407号 第10
よし川ビル

破産者 河津 俊秀

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1883号

福岡市早良区荒江2丁目17番11—105号 ク
オリティ荒江Ⅱ

破産者 中村 久子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1884号

福岡市早良区野芥4丁目7番5号

破産者 西村 英敏

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1887号

福岡市城南区樋井川2丁目8番6号 ネグレ
スコ関Ⅱ 102号

破産者 山内 一豊

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1889号

福岡市早良区有田団地9番503号

破産者 江口 瑞稀（旧姓井料田）

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1900号

福岡県筑紫野市大字吉木1077番地4

破産者 土生美恵美

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1904号

福岡市中央区平尾5丁目4番17—403号

ピュアシティー南山荘通り

破産者 町田 麻紗

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1905号

福岡市早良区内野1丁目15番7号

破産者 高島佳代子

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1914号

福岡市西区生の松原1丁目8番13—201号

ラ・セーヌ生の松原

破産者 土谷 博司

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1931号

福岡市西区姪の浜3丁目21番4—202号 ア
フェクト姪浜

破産者 牧山 美里

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第37号

三重県名張市新田1172番地21
破産者 鈴木 隆一
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和7年（フ）第1817号

福岡市中央区薬院3丁目13番9号 オリンダ
ビレッジ薬院401号
破産者 田井 浩
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1498号

札幌市中央区南4条西21丁目2番26—101号
破産者 石井 弘美（旧姓田口・北谷）
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1626号

札幌市東区北24条東19丁目2番6—304号
破産者 中村 信人
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1672号

札幌市中央区南12条西23丁目1番35—215号
破産者 千葉 太一
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1713号

札幌市手稲区曙2条1丁目1番3—505号
破産者 五十嵐 新
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1719号

札幌市東区北35条東1丁目5番30号 コーポ
トモ202号
破産者 大西 哲也

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1725号

札幌市西区琴似4条2丁目6番15—306号
破産者 窪田 雅之
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1748号

札幌市白石区本郷通8丁目南6番3号 南郷
セブン7号
破産者 五十嵐明彦

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1788号

札幌市西区発寒5条4丁目1番33—403号
破産者 房田亜紀子（旧姓松村・須賀）
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1800号

札幌市東区北43条東19丁目2番2—103号
破産者 大和 政次
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1870号

北海道恵庭市恵み野西1丁目25番8
破産者 山本 智美
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1961号

北海道江別市大麻ひかり町24番地の2 メール
メゾンⅡ2号室
破産者 高谷 卓志
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年（フ）第262号

福島県福島市宮下町3番7号、前住所福島県
福島市南中央4丁目42番地の1
破産者 寺島 立博
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第126号

栃木県日光市松原町14番地1、前住所栃木県
日光市御幸町578番地1 日光プランニュー
スクエア403号
破産者 藤舘 強
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第333号

栃木県芳賀郡市貝町大字見上375番地
破産者 芝間イミ子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第638号

栃木県宇都宮市下川俣町208番地6 ディア
コート2号館
破産者 梶原 海羽
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第644号

栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽1797番地
破産者 小林 龍也
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第233号

群馬県藤岡市小林256番地7
破産者 木村マリルヒナイこと キムラ マリ
ル ヒナイ（KIMURA MARILOU
HINAY）
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第1633号

埼玉県北足立郡伊奈町西小針5丁目78番地
マーベラススクエア1203
破産者 星野 史江
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1676号

さいたま市南区別所3丁目38番21号 アビタ
シオン別所303
破産者 小守 惠誉
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1681号

さいたま市見沼区大字大谷1780番地 3—
504
破産者 野田 峻平
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1738号

さいたま市北区大成町4丁目808番地2 第
23大宮ハイツ202
破産者 井上とし子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1748号

埼玉県戸田市本町5丁目12番29号 ツインズ
福田201号室、旧住所埼玉県戸田市喜沢2丁
目6番地の18 パレロ西川口101号室
破産者 新谷 政義
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1761号

さいたま市北区日進町3丁目605番地3 レ
ガリスト宮原201
破産者 伊藤 緩生
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1772号
埼玉県蕨市中央7丁目15番9号 ハイムスベ
リオール201号
破産者 水田 良枝
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1776号
さいたま市桜区中島1丁目24番9号 東号室
破産者 柴田 成嗣
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1787号
さいたま市北区日進町2丁目1247番地8 晴
光ハイム201
破産者 森 智広
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1796号
埼玉県幸手市中4丁目9番17号
破産者 服部 栄子（旧姓山根）
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1799号
さいたま市見沼区大字大谷1409番地1 ウイ
ンドヴァレ102
破産者 鈴木千恵美
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1802号
埼玉県川口市柳崎2丁目1番4号 アベ
ニュー103号
破産者 川田 忍
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第114号
千葉県袖ヶ浦市今井3丁目24番地 袖ヶ浦
シーハイツB棟502号、前住所千葉県袖ヶ浦
市今井3丁目24番地 袖ヶ浦シーハイツB棟
505号
破産者 比嘉きらり
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第157号
千葉県富津市笹毛502番地
破産者 新藤 和一
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第371号
愛知県豊田市保見ヶ丘5丁目1番地1 公団
142—617号
破産者 PENA AKAMINE ARIA
NNE ROXANA
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第425号
愛知県高浜市神明町6丁目8番地34
破産者 深谷 尚宣
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第432号
愛知県岡崎市東大友町字稲葉105番地
破産者 加藤真由美
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第479号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢4番地1 生活
訓練事業所あい、前住所愛知県蒲郡市鹿島町
東山1番地1 10棟801号
破産者 佐々木弥生
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第489号
愛知県刈谷市野田町場割8番地1 ㈱豊田自
動織機野田寮、前住所愛知県刈谷市矢場町4
丁目117番地1 レオパレスアガイティール
104号
破産者 佐久田万己
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第493号
愛知県豊田市元城町2丁目2番地4 3階
破産者 難波 あや
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第494号
愛知県岡崎市赤浜町字郷東31番地 サニー郷
東A 203、前住所神戸市東灘区住吉東町3
丁目1番13号
破産者 番匠 浩平
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第500号
愛知県豊田市花園町一本木30番地6
破産者 古川 結香
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第565号
愛知県岡崎市緑丘3丁目14番地12 グリーン
ビレッジ D—103
破産者 川村 莉加
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第164号
兵庫県宝塚市山本丸橋2丁目15番11号 金岡
コーポ103
破産者 鐵野 泰子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第184号
兵庫県宝塚市逆瀬川1丁目1番46号 MTビ
ル302号室、前住所兵庫県宝塚市安倉中5丁
目3番15—601号
破産者 中外 幸雄
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第185号
兵庫県宝塚市安倉中2丁目6番16号
破産者 須藤こと 水谷亜由美
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第206号
兵庫県伊丹市野間北5丁目1番4—403号
破産者 山本 沙織
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第235号
兵庫県宝塚市亀井町12番31—304号、前住所
兵庫県宝塚市高司1丁目5番34号 CREA
小林203号室
破産者 塚部 恵
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第281号
和歌山市中700番地86
破産者 袴田 博子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第289号
和歌山市寺内553番地1 エルドラド寺内2
階205号室
破産者 中出さやか
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第292号

和歌山市栄谷49番地1 栄谷第4団地26—3
破産者 楠本 晴美

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第295号

和歌山県海南市名高313番地
破産者 高関 麻里

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第299号

和歌山市雑賀崎936番地
破産者 野崎 賢司

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第1号

島根県鹿足郡吉賀町白谷612番地
破産者 齋藤 泳史

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和7年（フ）第467号

岡山市中区八幡147番地1 八幡第1コーポ
102、旧住所岡山県和気郡和気町衣笠738番地
1
破産者 定國あすか（旧姓井上）

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第65号

岡山県真庭市上市瀬368番地 向陽台病院、
住民票上の住所岡山県真庭市組16番地28
破産者 新幸 充好

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年（フ）第1602号

福岡市城南区金山団地31番102号
破産者 諫山 啓子

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1624号

福岡市南区井尻4丁目24番17—102号 ル
アーナ井尻、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字
佐谷1386番地4
破産者 小田 美咲

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1655号

福岡県筑紫野市二日市北7丁目19番1—104
号（100—114号）
破産者 平島 千鶴

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1770号

福岡市博多区東月隈4丁目15番2—305号
市営月隈東住宅2棟、前住所福岡市博多区青
木1丁目15番1—201号 ヴェルデ空港前Ⅰ
破産者 村山穂乃香（旧姓鬼木）

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1787号

福岡市東区和白東5丁目15番18号
破産者 小川 弘樹

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1808号

福岡市南区横手2丁目23番8—102号 ク
イーン・コート井尻
破産者 花里 律子

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1815号

福岡市博多区博多駅東1丁目5番10—602号
朝日プラザ博多Ⅲターミナルスクエア
破産者 安達 実冬

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1829号

福岡市南区塩原2丁目10番6—406号 オリ
エントビルNO. 81AMARIGE
破産者 佐伯 和子

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1835号

福岡県宗像市土穴1丁目1番16—207号
破産者 高木 茜（旧姓深堀）

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1842号

福岡市博多区冷泉町8番5号
破産者 嶺崎 潔哉

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1850号

福岡県筑紫野市美しが丘南1丁目10番地5
セジュールスベニールC110号
破産者 平田 萌夏

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1854号

福岡市博多区博多駅南3丁目18番20—501号
正栄マンション
破産者 仁部 誠

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第78号

北海道室蘭市母恋南町2丁目4番8号
破産者 白取美喜男

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年（フ）第147号

北海道苫小牧市青雲町1丁目19番1号
破産者 宮澤 仁志

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（フ）第149号

北海道苫小牧市緑町1丁目28番12号パークハ
イツコスモ緑町103、前住所北海道白老郡白
老町字石山9番地34
破産者 讃岐 茂

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（フ）第152号

北海道苫小牧市山手町2丁目2番12号 クッ
キーハイツ302、前住所北海道苫小牧市桜木
町3丁目20番5号ハイツ桜木2階
破産者 山本 結花（旧姓芦野）

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（フ）第312号

函館市山の手3丁目14番7号
破産者 高橋 大輝

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年（フ）第371号

函館市弁天町7番10号
破産者 盛田 義和

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年（フ）第389号

北海道亀田郡七飯町大川3丁目12番56号
破産者 田中 修

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年（フ）第191号

釧路市暁町4番142号 富士マンション暁402
破産者 岩崎 正嗣

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年（フ）第200号

釧路市春採2丁目7番11号
破産者 梅川 学

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年（フ）第215号

釧路市芦野3丁目34番411号 しつげん411
破産者 川内谷 聡

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年（フ）第94号

北海道北見市幸町4丁目2番5号 ハイツサ
ニーヒルV 202号、前住所北海道北見市美
芳町6丁目5番1号
破産者 今中 敏子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年（フ）第239号

盛岡市鉾屋町8番45号
破産者 佐藤 義正

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第277号

盛岡市緑が丘4丁目6番36号
破産者 三又 敏

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第332号

盛岡市天昌寺町9番8号
破産者 木村 優介

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第341号

盛岡市高松2丁目23番35号 パークアベ
ニユー高松102号、前住所盛岡市高松4丁目
18番12号 ともくらの風・8号館103号
破産者 新渕まゆみ

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第110号

岩手県花巻市石鳥谷町南寺林第5地割137番
地44 サンフェルト牛崎Bー2
破産者 寒河江大輔

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（フ）第115号

岩手県北上市鍛冶町2丁目14番43号 ハイッ
タイガーI 103号
破産者 松岡コニーこと MATSUOKA
CONNIE DIAMANSIL

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（フ）第1049号

仙台市泉区南光台2丁目15番7号
破産者 早坂かおり

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1138号

宮城県宮城郡松島町磯崎字長田28番地の2
破産者 早坂 章子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1162号

仙台市太白区青山1丁目1番6号 サンハイ
ツ青山101
破産者 舘 弘昭

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1176号

仙台市宮城野区小田原3丁目9番32号 コー
ポ松谷1ー103
破産者 中村 真人

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第136号

福島市南沢又字北屋敷8番地の1
破産者 佐藤 信夫

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年（フ）第39号

福島県白河市立石170番地3 グランドハイ
ツ立石II 102号室
破産者 根本 秀世

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年（フ）第43号

福島県石川郡平田村大字北方字左鍼内125番
地1、前住所福島県石川郡平田村大字北方字
裏門52番地
破産者 佐藤 靖高

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年（フ）第520号

相模原市緑区大島11番地 県営大島団地1ー
203
破産者 玉木とし子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第582号

相模原市南区大野台3ー28ー1、住民票上の
住所相模原市中央区緑が丘1丁目19番13ー2
号
破産者 太田 大樹

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第591号

神奈川県座間市相模が丘1丁目35番39ー101
号 ツインハウス井上
破産者 高橋 理紗

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第105号

新潟県新発田市新栄町3丁目5番12号 F棟
103
破産者 宮川 滋

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（フ）第125号

新潟県新発田市東新町2丁目8番15号 市営
住宅 16
破産者 藤下加奈恵

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（フ）第180号

新潟県長岡市下々条町2901番地 フラワーヒ
ルズII 101号室
破産者 山口 由佳

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第71号

新潟県糸魚川市寺町1丁目4番15号、前住所
新潟県糸魚川市大町2丁目5番9号
破産者 吉原 澄子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和7年（フ）第72号

新潟県糸魚川市寺町1丁目4番15号、前住所
新潟県糸魚川市大町2丁目5番9号
破産者 吉原 妙子
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和7年（フ）第17号

新潟県佐渡市新徳大野732番地2
破産者 濱田 妙子
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和7年（フ）第147号

富山市楡原1874―25、住民票上の住所富山市
新庄銀座二丁目14番12号
破産者 中島 薫
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第148号

富山市布目3490番地 市営住宅2棟103号
破産者 江口 章
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第156号

富山県中新川郡立山町野沢28番地
破産者 澤崎 弘典
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第159号

富山県滑川市高月町487番地
破産者 四十物 賢
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第160号

富山市本郷町145番地32
破産者 土屋 萌
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第106号

長野県上田市諏訪形1010番地2
破産者 児玉 典子（旧姓石田）
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和7年（フ）第530号

静岡市駿河区小鹿2丁目39番1―205号、旧
住所静岡市駿河区小鹿368番地の4 キャン
パスⅢ101
破産者 佐野 豊
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第582号

静岡市葵区大岩本町1番5号 リヴⅡ 105
破産者 岩崎 桃子
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第611号

静岡県焼津市上小杉257番地 アヴェニュー
上小杉1―A
破産者 佐藤 専一
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第617号

静岡県焼津市下小田上町12番地の2 コミュ
ニティービレッジ101
破産者 原 好美
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第635号

静岡市駿河区高松2丁目28番18号 メゾン
ノース303、旧住所静岡市駿河区八幡2丁目
15番5号 スクエアガーデン八幡103号
破産者 村田 猛博
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第639号

静岡市駿河区下島412番地の1 メゾン下島
307号
破産者 中村 修二
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第139号

滋賀県愛知郡愛荘町東出520番地2 コスモ
ハイツ秦荘A105号
破産者 吉村 直樹
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第142号

滋賀県東近江市五個荘石塚町192番地2 ビ
レッジハウス五個荘 2 407号
破産者 國重あいり
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第143号

滋賀県彦根市戸賀町34番地3（106号）、前住
所滋賀県彦根市日夏町742番地9
破産者 谷口 彩
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第145号

滋賀県近江八幡市船木町1290番地
破産者 澤谷 慎吾
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第146号

滋賀県東近江市福堂町3239番地 タイナカハ
ウス 201号室、前住所滋賀県東近江市山路
町2829番地
破産者 ミサキこと連山暦行こと 姜 暦行
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第148号

滋賀県近江八幡市北之庄町391番地26
破産者 藤本 正樹
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第1083号

京都市左京区上高野石田町116番地 宝ハイ
ツ 102、前住所京都市左京区一乗寺西閉川
原町2番地6 匠和ビル2F
破産者 ヘアー&エステみるらこと 谷川 清
子
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1109号

京都府南丹市美山町安掛墓ノ元13番地 グ
ループホーム四歩
破産者 津川 和豊
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第1166号

京都府相楽郡精華町精華台1丁目37番地2
ネオステージけいはんな公園アネシス212号
破産者 濱野美代子
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第42号

京都府京丹後市峰山町荒山279番地の1
アーバンハイツ 105号
破産者 山下 浩三
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和7年（フ）第47号

京都府宮津市宇獅子崎206番地の6 レオー
ネ101
破産者 杉原 千明
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和7年（フ）第29号

京都府舞鶴市宇女布841番地の6
破産者 山本みよ子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年（フ）第3806号

大阪市城東区成育5丁目21番3号 サンハイ
ツ 203
破産者 吉田 南十

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第125号

山口県下関市吉見本町2丁目11番5号 メゾ
ン藤 202号
破産者 西本 結加（旧姓川野）

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年（フ）第93号

香川県東かがわ市横内122番地3
破産者 立花 瞳

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第317号

香川県高松市多肥下町1533 レインボーガー
デンD 201、住民票上の住所香川県高松市
多肥下町1542番地10

- 破産者 福岡 真紀
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第338号

香川県さぬき市志度1086番地3
破産者 長塩 拓巳

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第396号

宮崎市清武町木原5948番地4 横山貸家2
号、前住所宮崎市大字細江4036番地38
破産者 川越 陽一

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第449号

宮崎市太田3丁目3番10号 アカネアネック
ス宮崎105号、前住所宮崎市清武町船引678番
地 市営住宅新川55-2棟401号
破産者 市原 晃輝

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した
者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公
告する。

令和8年1月13日 日本司法書士会連合会
登 録

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
令和7年12月2日付			
宮城 897	羽田 昌史	宮城 898	飯田 景人
秋田 379	吉田 鮎子	東京9793	大石 裕樹
東京9795	桑山直優樹	東京9796	松川 涼子
東京9797	風間 寿仁	東京9799	安藤 和哉
東京9800	長岡 圭子	東京9801	石井田千映
東京9802	坂本 有貴	東京9803	佐々木征和
東京9804	上田 司	東京9805	清水 雄太
東京9806	中園 明法	東京9807	柳 真美
神奈川2822	矢作 歩	神奈川2823	雨宮 裕樹
埼玉2151	野澤 茂行	埼玉2152	齋藤 透
埼玉2155	小川 雄一	埼玉2156	伊藤 信
埼玉2157	小野田敦士	栃木 553	田中 康広
山梨 357	櫻井 順一	長野 887	峯村 麻子
長野 888	齋藤 真理	長野 889	穂苅 伸治
愛知2489	稲垣 香	福井 311	山下 保

福井 312 岸本 徳和
京都1432 山崎 隆司
鳥取 289 下山 純平
令和7年12月17日付

東京9808 田村 紗英
東京9810 北島 瑞恵
東京9812 小林 善伸
東京9814 前川沙弥加
東京9816 松木蘭和哉
東京9818 永田 智彦
東京9820 井上 浩之
神奈川2825菊地 誠
埼玉2158 脇川 瞭介
埼玉2161 佐藤 綾乃
千葉1851 清水 彬允
千葉1853 山崎 悠野
新潟 737 佐藤 央子
石川 481 高畠 清美
大阪5447 井上雄一郎
大阪5451 渡邊 敏弘
兵庫2435 角田 憲治
兵庫2438 浦入 将典
兵庫2441 井上 嘉泰
広島1257 宮内 徹也
福岡2247 永安 利光
熊本 850 藤本 一英
鹿児島969 増田 翔馬
沖縄 588 高松 直也

登録の取消し
令和7年5月6日付
令和7年7月10日付
令和7年9月19日付
令和7年9月28日付
令和7年10月12日付
令和7年10月27日付
令和7年10月31日付
令和7年11月5日付
令和7年11月7日付
令和7年11月8日付
大阪5445 大櫛 達啓
広島1256 高崎 桜子
沖縄 586 與座 章
東京9809 日出俊太郎
東京9811 内藤有香里
東京9813 鶴見 真哉
東京9815 北市 希
東京9817 川井喜代子
東京9819 酒巻 創史
神奈川2824吉田 創
神奈川2827溝淵 雄樹
埼玉2160 藤本 優花
千葉1850 村上 美香
千葉1852 佐久間 潤
千葉1855 小林 竜也
石川 480 倉知 孝文
大阪5446 田村絵美理
大阪5450 藤本 明子
兵庫2434 後藤 貴史
兵庫2437 小鉢 美月
兵庫2440 八木 恵里
滋賀 576 片山 勝也
岡山 966 藤原 研治
佐賀 359 権藤 康裕
熊本 851 星子 涼
沖縄 587 仲本 幸央

令和7年11月14日付
令和7年11月18日付
令和7年12月2日付
東京2110 川渕 晃
大阪1785 辰原 佳子
兵庫 782 石原 仁
広島1129 光成 敏博
令和7年12月8日付
宮城 509 石川 芳弥
東京6056 持田 那緒
埼玉 494 伊藤亥一郎
大阪4715 飯本 悟
愛媛 420 鎌田 耕造
令和7年12月17日付
札幌 165 佐藤 宏泰
東京4011 田中 一嘉
東京9256 宮本 顕
埼玉 831 渡邊 昭孝
千葉1083 嶋津 輝雄
岐阜 744 奥村 博幸
大阪1973 小牧 美江
京都 602 木本 博史
香川 98 中西 寿
熊本 478 中竹 俊美
千葉1044 武田 正次
福島 232 渡辺 幸二
茨城 470 木村 孝吉
大阪5316 阪崎 成美
兵庫2320 光永 千明
宮崎 287 宮本 良一
東京 804 森 圭市
埼玉 150 小池 健祐
愛知1253 樋口 佐和
山口 384 益本 光泰
佐賀 53 馬場 哲行
宮城 878 東 春輝
東京9206 五十嵐 靖
東京9509 篠崎 雅一
埼玉1048 野口 永一
愛知 632 落合 芳枝
大阪1462 金沢 敏男
京都 247 林 泰宏
滋賀 575 山口 真央
長崎 233 山本 善磨
鹿児島674 牧蘭 敬二

弁理士登録公告

令和7年12月17日に行った弁理士の登録及び抹
消した者を弁理士法第27条の規定により次のとお
り公告します。

登 録			
月 日	登録番号	氏 名	
12月17日	23798	田中 一正	
12月17日	23799	日野英一郎	
登録抹消			
年月日	登録番号	氏 名	事 由
令和7年 9月20日	14193	山下 元	死亡抹消
令和7年 11月27日	15475	高木 貴子	申請抹消
令和7年 12月17日	15718	吉野 亮平	退会処分 (滞納)
令和8年1月13日		日本弁理士会	

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月13日 千葉県教育委員会

1 免許状の種類（教科）及び番号

(1) 中学校教諭一種免許状（社会）
平20中一第16774号

(2) 高等学校教諭一種免許状（公民）
平20高一第18289号

2 授与年月日及び授与権者

(1) 平成21年3月31日 東京都教育委員会

(2) 平成22年3月31日 東京都教育委員会

3 氏名及び本籍地

磯野（旧姓 中田）由希子 千葉県

4 失効年月日

令和7年12月18日

5 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号
（同法施行規則第74条の2第8号ホ） 該当

行旅死之人

本籍・氏名不詳、推定年齢75歳の男性、着衣は上衣青色はんでん、白色長袖トレーナー、青色フイシヤツ、白色長袖ジャツ、下衣白色スラック、黒色パンツ、灰色靴下

上記の者は、令和7年7月7日、千葉県八千代市八千代台東1丁目32番地にて隣人より通報を受け、警察官が発見。死因は不明。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しておりますので、お心当たりの方は当市生活支援課まで申し出てください。

令和8年1月13日
千葉県 八千代市長 服部 友則

行旅死之人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳以上の女性、身長145cm、痩せ型、黒色ジャンパー、紫色・灰色セーター、緑色スボン、白色スニーカー

上記の者は、令和7年2月27日午後3時10分頃神奈川県中郡大磯町大磯1398番地で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は当町で保管しています。お心当たりのある方は、当町町民福祉部福祉課まで御連絡ください。

令和8年1月13日
神奈川県 中郡大磯町長 池田東一郎

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
北海道札幌市中央区北五条西二十六丁目一番七号

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
札幌市中央区北三条東五丁目五番地

解散公告

当社は、令和七年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
北海道釧路市釧路町南陽台八丁目二四番地

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
北海道旭川市神居一条十九丁目九八番地の
一七
株式会社リプロアルカ
代表清算人 坂部 雄太

解散公告

当社は、令和七年十二月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
札幌市清田区平岡八条二丁目一番一〇号

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
札幌市白石区北郷八条一〇丁目二番二二号

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
岩手県気仙郡住田町世田米字田谷二八番地四

解散公告

当社は、令和七年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
宮城県亘理郡亘理町字新井町七四番地三
株式会社iプロデュース
代表清算人 石垣 秀之

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
宮城県仙台市青葉区郷六字龍沢七一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
山形県酒田市宮野浦三丁目九番五五号

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日
埼玉県川口市芝高木二丁目一五番一六号

有限会社ディ・エム・エム・シー
清算人 青木 政直

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県加須市本町一八番二五号

有限会社恵商事

清算人 石村 和江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県越谷市弥生町七番三三

株式会社米山製作所

代表清算人 米山 明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県上尾市緑丘五丁目一七番二六号

有限会社第一工作所

清算人 高橋 悟

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県草加市谷塚町一一三六番地六

株式会社巴萨ラ

代表清算人 緑川 有香

解散公告

当社は、令和六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目一七番地プレジデント三八一三〇二号

東日本開発株式会社

代表清算人 阿戸トミ江

解散公告

当社は、令和六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目一七番地プレジデント三八一三〇二号

新埼玉産業株式会社

代表清算人 阿戸トミ江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一三

株式会社エーエル

代表清算人 柴原 多

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都大田区仲六郷二丁目三六番六四〇三

株式会社七曜

代表清算人 都築 孝則

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区一ツ橋二丁目一番一号

444株式会社

代表清算人 澁澤喜一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区港南二丁目八番四〇号A-PL ACE品川六階

株式会社ネクキヤリ

代表清算人 平山 善一

解散公告

当社は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都中央区銀座一丁目六番一〇号土志田ビルディング三F

SUNSHINE特定目的会社

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区赤坂四丁目七番一五号光和総合法律事務所内

株式会社SEED

代表清算人 池内 稚利

解散公告

当社は、令和八年一月九日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番五号

株式会社サン・メディアサービス

代表清算人 河北 金剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一四番七号

ICHIE株式会社

代表清算人 石塚 愛

解散公告

当社は、令和八年一月九日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区六本木一丁目三番三九一二一〇二

株式会社NIPARTNERS

代表清算人 和田 光伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区東神田一丁目四番八四〇六号

イーグレット株式会社

代表清算人 荒田 謙二

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都大田区東海三丁目七番三号東海ビル
三〇七室
一 芮株式会社
代表清算人 陸 卓雅

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都板橋区西台四丁目六番一号プリマ
ベアラ二〇三
合同会社エスアール
清算人 颯田 竜士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区九段北一丁目五番九号九段
誠和ビル五F
株式会社I K S
代表清算人 大山 優子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都世田谷区羽根木一丁目二番七号
新日本ランド有限公司
清算人 沖山 裕子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号J P
タワー二三階
株式会社サケネットワークス
代表清算人 武林 聡

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号J P
タワー二三階
株式会社エスデジタルソリューションズ
代表清算人 尾身 修一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一四番七号
ICHIEE合同会社
清算人 石塚 愛

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番
地小川ビル五階
一般社団法人エンディングメッセージ普及協会
代表清算人 安田まゆみ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都品川区戸越一丁目三〇番一四号
株式会社大久保工務店
代表清算人 大久保昇一

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都江東区佐賀一丁目一六番三二〇
一B
紫楓株式会社
代表清算人 何 妮莎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都府中市府中町一丁目五番地の四府中
スカイビル三階
特定非営利活動法人府中リサイクル推進協会
清算人 柴澤 弘一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都豊島区西池袋一―二九―五山の手ビ
ル五F―D号室
東屋株式会社
代表清算人 董 亜林

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
一般社団法人ヘレナ
代表清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区神宮前五丁目三八番一五号三F
鈴木エドワード建築設計事務所株式会社
代表清算人 難波 寿治

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都新宿区富久町一五番一号
株式会社倫理審査申請支援センター
代表清算人 八谷 剛史

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿三丁目七番二―一九〇二
株式会社ノニート
代表清算人 竹松 渉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

神奈川県鎌倉市七里方浜東三丁目一〇番一
三三
有限会社エイムエステート
清算人 北村すみ子

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

横浜市青葉区市ケ尾町四九七番地一五

合同会社エース

清算人 前田 知寛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

石川県金沢市角間町又七番地 金沢大学内

金沢大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

Ostros 森山妙子

代表清算人 中村 尚人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

石川県金沢市等舞三丁目二番三一号

株式会社ヴェルテブラ

代表清算人 三平 佐弓

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福井県勝山市鹿谷町本郷第一七号三三番地

再生館株式会社

代表清算人 西川 清之

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

長野県長野市中曽根二二七七番地一一二

株式会社ムラタ

代表清算人 村田 清

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

岐阜県多治見市西坂町一丁目一七〇番地

株式会社チャンスメーカー

代表清算人 田中 浩二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

岐阜市細畑一丁目三番三三

株式会社華陽工機サービス

代表清算人 中田亜希子

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県豊田市近岡町和合三〇番地

株式会社ゆう&ゆう建設

代表清算人 小松 征人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県海部郡大治町堀之内北二反畑六三二番地一一〇六

有限会社ノエル

代表清算人 加藤 錦司

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

滋賀県大津市大萱七丁目一〇番一号

株式会社西村測量設計事務所

代表清算人 西村 健治

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

滋賀県野洲市小篠原八二六番地一五

株式会社sweep

代表清算人 瀬尾 淳一

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府摂津市桜町一丁目一四番三三

株式会社サンドライビングスクール吹田

代表清算人 清水 雅人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府東大阪市高井田中二丁目四番一四号

有限会社ビーワークス

清算人 青木 正行

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府枚方市東香里南町三八番一一号

特定非営利活動法人日本創造力開発センター

清算人 西村 彰夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪市淀川区西中島四丁目三番二一〇号NLCセントラルビル一〇階

LEV株式会社

代表清算人 徳山健太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪市西成区萩之茶屋二一六四二ユーカ

めや一六七号室 Y&Y合同会社

清算人 丸山 毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県宝塚市山手台西一丁目二番一号

合同会社SMH

清算人 松村 秀英

解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県明石市魚住町西岡五〇四―二―レール

株式会社スイミーよく

代表清算人 金沢 翼

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県西宮市名塩木之元一―一番九号

宝えび合同会社

代表清算人 大橋 泰子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

神戸市西区玉津町高津橋五一五番地の六

株式会社鹿六

代表清算人 大谷 健男

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県多可郡多可町中区糺屋二二番地

株式会社ユミックス

代表清算人 梅田 一志

解散公告

当社は、令和七年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

奈良県生駒市高山町八九一―五 学生宿舎六―二一〇

株式会社I c o .

代表清算人 山崎 和真

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

奈良県生駒郡安堵町大字窪田一―三四番地の一

株式会社mixas

代表清算人 福本 圭志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

広島県庄原市東城町東城一五八番地

帝釈観光株式会社

代表清算人 岩中 富子

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

広島市佐伯区三宅三丁目二番二―一―二二号

株式会社三興住宅

代表清算人 東久保貴子

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県山口市大内間四丁目七番二四号

有限会社エクセルコーポレーション

清算人 大島 一徳

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県美祢市伊佐町伊佐三九四七番地

有限会社野原建材店

清算人 野原 敏春

解散公告

当法人は、令和七年十二月十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

香川県高松市香南町横井六一―二―一五

一般社団法人神舞匠

代表清算人 竹内 良一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛媛県四国中央市下柏町四三二番地一

有限会社斎藤紙包

清算人 斎藤 能明

解散公告

当組合は、令和七年一月八日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡市南区寺塚一丁目六番五号

カネヒロデンシLEDレンタル1号有限責任事業組合

清算人 株式会社ケーワン

職務執行者 梶原 一彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡県筑紫野市大字牛島三二三番一九

有限会社石井電設

清算人 石井 清隆

解散公告

当組合は、令和七年十一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

長崎県南島原市西有家町須川里坊五〇番地一

協同組合西有家ショッピングセンター

代表清算人 濱松 克成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

熊本県上天草市松島町合津四六一六番地二
有限会社八州観光開発

清算人 橋本久美子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

宮崎県都城市高崎町縄瀬一五六六番地一
合同会社アイリ

清算人 黒木 修之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市錦江台一丁目五七番一五号
合同会社福永空調

代表清算人 福永 龍文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市荒田二丁目一〇番五号
有限会社森岡商店

代表清算人 上野 真智

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市宮之浦町二四三八番地
メデイポリスNHP株式会社

代表清算人 二反田真二

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島県いちき串木野市西薩町二番
いちき串木野バイオマス株式会社

代表清算人 角間 隆司

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町五〇番地
の一
医療法人社団康路会

清算人 若林 康之

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府八尾市神武町二番三五号株式会社クボタ久宝寺工場内
クボタ本社ユニオン久宝寺支部

清算人 井上 英樹

解散公告(第一回)

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二番一
医療法人土佐楠目会

清算人 楠目 修

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八F
医療法人ストレスケア義村クリニック

清算人 義村 勝

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

秋田県能代市字下瀬三〇番地四
医療法人芙蓉会

清算人 関口 一彦

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

群馬県高崎市箕郷町矢原九〇〇番地三
農事組合法人ト神稚蚕共同飼育組合

清算人 石川 敬一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府池田市室町五番五号
医療法人岡崎内科

清算人 岡崎 欣一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府寝屋川市松屋町一〇番二六号
医療法人ひえじま医院

清算人 日衛嶋禎介

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年七月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府交野市藤が尾四丁目一六番一〇号
医療法人はと産婦人科

清算人 波戸 良光

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県三木市志染町中自由が丘一丁目五六〇番地
医療法人社団かわい子どもクリニック

清算人 河合美奈子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十四日開催の定時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡県八女市黒木町等原七四五八番地四

農事組合法人八女茶工房笠原

清算人 浅田 義博

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

三重県四日市市平尾町一九番地 平安寺

清算人 津田 光彰

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県たつの市龍野町日飼三七三番地の一

医療法人社団井上内科医院

清算人 井上 英士

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県周南市慶万町一番一九号

医療法人社団千治松呼吸器循環器内科

清算人 千治松洋一

第十四期決算公告

令和二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 四七、九五五

負債及び正味財産の部 二一五

正味財産の部計 四七、七四〇

負債及び正味財産の部計 四七、九五五

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 四九、一九六

負債及び正味財産の部 二三五

正味財産の部計 四八、九六一

負債及び正味財産の部計 四九、一九六

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 五二、五五四

負債及び正味財産の部 九七

正味財産の部計 五二、四五七

負債及び正味財産の部計 五二、五五四

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 五二、七五八

負債及び正味財産の部 一、〇六六

正味財産の部計 五〇、六九二

負債及び正味財産の部計 五二、七五八

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

第十七期決算公告

令和五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 五二、五五四

負債及び正味財産の部 九七

正味財産の部計 五二、四五七

負債及び正味財産の部計 五二、五五四

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 四九、五四五

負債及び正味財産の部 一六二

正味財産の部計 四九、三八二

負債及び正味財産の部計 四九、五四五

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 五二、七五八

負債及び正味財産の部 一、〇六六

正味財産の部計 五〇、六九二

負債及び正味財産の部計 五二、七五八

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

貸借対照表の要旨 （単位・千円）

資産の部 五二、七五八

負債及び正味財産の部 一、〇六六

正味財産の部計 五〇、六九二

負債及び正味財産の部計 五二、七五八

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二番六―六〇

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長 富田 浩志

令和八年一月十三日

北海道旭川市神楽四条六丁目一―一五第一

レジデンス太陽の郷二階

相続財産清算人 弁護士 吉川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市迫町佐沼字的場五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 佐々木和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月十三日

仙台市青葉区上杉五―三―三六第三勝山ビル三階 1S-Calm法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 定幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡松島町竹谷字蔵ヶ沢二〇番地、最後の住所仙台市青葉区台原三丁目六番

一六号 ハイツエーエスB棟一〇二

被相続人 亡 赤間 政幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月十三日

仙台市青葉区一番町二―五―二二 GC青

葉通りプラザ六階 古川・佐藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古川 真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市大字福田三三番地の三

住所山形県新庄市大字福田三三番地の三

被相続人 亡 長澤千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月十三日

山形県新庄市松町一―一番地四

相続財産清算人 司法書士 佐藤 正弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市土沢一九六番地七、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 君島 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

栃木県宇都宮市滝谷町一 一番一四号

相続財産清算人 弁護士 杉田 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市神明町二丁目四〇九番地二、最後の住所栃木県小山市神明町二丁目四〇九番地二小山レジデンス三〇三号
被相続人 亡 町屋 博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

栃木県小山市神明町二丁目四〇九番地二小山レジデンス三〇三号

相続財産清算人 弁護士 田中 真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市八島町一四番地、最後の住所群馬県高崎市中居町二丁目七番地一〇
被相続人 亡 近藤 信市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

群馬県高崎市金古町一二二一番地 弁護士 法人龍馬 ぐんま事務所

相続財産清算人 弁護士 畑 雄気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市久喜中央二丁目四三〇番地、最後の住所埼玉県久喜市久喜東二丁目二三番一〇号
被相続人 亡 関田香代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

群馬県高崎市金古町一二二一番地 弁護士 法人龍馬 ぐんま事務所

相続財産清算人 弁護士 畑 雄気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目三〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号
被相続人 亡 岡村 徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目三〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号

相続財産清算人 弁護士 山本 正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目三〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号
被相続人 亡 渡邊 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県川口市幸町三丁目一〇番二号東商ビル五一四Cわかい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 逸見 親司

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都江川区大杉五丁目二二〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号
被相続人 亡 千々石昭夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区紀尾井町三番一〇号紀尾井町ビル八階八〇二号室 弁護士法人一番町 総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 別宮聡太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都江川区大杉五丁目二二〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号
被相続人 亡 岡村 徹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一〇号神田司町ビル六階 岡田・今西・山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 正

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都千代田区永田町二丁目三〇番地、最後の住所東京都江川区大杉五丁目八番二四号
被相続人 亡 渡邊 弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目一〇番四二号エスベランサ神田須田町四B
弁護士法人マエストロ東京事務所
相続財産清算人 弁護士 松井 章義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区平和台一丁目二八番、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目一番地二第二万寿園
被相続人 亡 内田ふく子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都八王子市横山町九番一〇号小泉ビル三階 あさや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 高興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市日野北二丁目一四番地、最後の住所東京都杉並区善福寺一丁目一六番二一〇号安富産業従業員寮
被相続人 亡 森 信親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一〇号大手町ファーストスクエアアイーストタワー三階三浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池村 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島六丁目一番 最後の住所東京都品川区平塚二丁目三番五号エイ・アイ・ハイムⅡ一〇二
被相続人 亡 井上 衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一〇号大手町ファーストスクエアアイーストタワー三階三浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池村 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市小倉町二四八〇番地三、最後の住所新潟県柏崎市小倉町一〇番三八号
被相続人 亡 三宮 薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地 パンビル八〇一〇号室 弁護士法人パンビル法律事務所

相続財産清算人 弁護士 寺尾 昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市表町一丁目九番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 佐藤 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号砂山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 砂山 雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市四郎丸一丁目一九〇三番地、最後の住所新潟県長岡市四郎丸一丁目七番五号
被相続人 亡 渡邊 徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所東京都千代田区平河町二丁目四番七号平河町アライビル二階 大森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大森 康由

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県柏崎市小倉町二四八〇番地三、最後の住所新潟県柏崎市小倉町一〇番三八号
被相続人 亡 三宮 薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地 パンビル八〇一〇号室 弁護士法人パンビル法律事務所

相続財産清算人 弁護士 寺尾 昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県長岡市表町一丁目九番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 佐藤 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号砂山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 砂山 雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県長岡市四郎丸一丁目一九〇三番地、最後の住所新潟県長岡市四郎丸一丁目七番五号
被相続人 亡 渡邊 徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

主たる事務所新潟県長岡市東坂之上町二丁目四番地一五

相続財産清算人 アドリテム司法書士法人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市大場一六三番地一、最後の住所静岡県三島市大場一六三番地の一 コーポラス大場S二一〇六

被相続人 亡 鈴木 桂次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

静岡県三島市大宮町三丁目二〇番二三号

弁護士法人こだま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 果林

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市菅ヶ谷一四〇五番地一、最後の住所静岡県牧之原市菅ヶ谷一四〇五番地一

被相続人 亡 増田 匡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

静岡県焼津市栄町一丁目八一四デジールビル一〇二 弁護士法人KURATA焼津事務所

相続財産清算人 弁護士 黒木 朋宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市西吉野町川股二一〇番地、最後の住所愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台二九番地七

被相続人 亡 上辻 真寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県知多郡武豊町字向陽三一二一三三木ビル三〇三号室

相続財産清算人 進藤 一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市富士ビルレジ二一五番地七、最後の住所愛知県犬山市長者町三丁目二七番地二

被相続人 亡 越川 正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県犬山市松本町二丁目六〇番地ロワールハイツ二〇一 安田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安田庄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市紺屋町七番地、最後の住所三重県桑名市紺屋町九番地

被相続人 亡 森 浩次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

三重県桑名市寿町二丁目三番一二号 三条交桑名駅前ビル三階 稗田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稗田 大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市堅町一一五番地、最後の住所大阪府堺市堺区西湊町五丁七番六号西湊第二住宅一〇一号

被相続人 亡 大野 賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府中央区本町一丁目七番七号ワキタ堺筋本町ビル二階

相続財産清算人 弁護士 角石紗恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市幾久町一一九番地、最後の住所大阪府大正区三軒家東四丁目三番三一六〇一号

被相続人 亡 三上 孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府西区靱本町一四一七 ACN信濃橋ビル二階

相続財産清算人 弁護士 井上めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市長野東二〇六六番地、最後の住所大阪府柏原市国分本町三丁目四番二六三三〇三号シテイハイツ

被相続人 亡 佐藤 達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府岸和田市野田町一丁目一四番一〇号

相続財産清算人 弁護士 山本 和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市二見町一三五番地、最後の住所兵庫県西宮市二見町一〇番一一二〇三号

被相続人 亡 近藤 久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県芦屋市大原町五一四竹内ビル二〇四号芦屋大原町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小倉 清嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市新堺二二番地、最後の住所和歌山県和歌山市杭ノ瀬三七六番地

被相続人 亡 坂田 芳朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

和歌山県小松原通三丁目六八番地TEビル三階 吹上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 桂介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市関西本町一三番三三

山口県下関市関西本町一三番三三

被相続人 亡 萩原満智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県下関市彦島福浦町一丁目二四番二五号

相続財産清算人 司法書士 日比野浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市小月本町二丁目一〇八八番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区津田四丁目三番二三号

被相続人 亡 村田 真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号 北九州法曹ビル二階A室

相続財産清算人 弁護士 祖父江弘美

第27期決算公告

令和8年1月13日 東京都中央区本町二丁目4番11号イワサキ第二ビル4階B棟

代表取締役 中村 文穂

貸借対照表の要旨 (単位: 千円)

科	目	金	額
資産部	流動資産	41,364	
	固定資産	70,006	
資産合計		111,370	
負債及び純資産部	流動負債	50,695	
	固定負債	60,675	
	資本	15,000	
	剰余金	45,675	
	その他利益剰余金	45,675	
	うち当期純利益	(3,630)	
負債・純資産合計		111,370	

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区旭町七三番地、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目三番一―二〇号 被相続人 亡 毛利 敬二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月十三日

北九州市小倉北区鍛冶町一丁目二番一六号 米原ビル二階

相続財産清算人 弁護士 大間 京介
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市黒髪町七一二番地一五、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 團 善生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月十三日

長崎県佐世保市白南風町一番一三三号JR九州佐世保ビル三階佐世保フロンティア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡会 祐二
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町二五二七番地、最後の住所不明 被相続人 亡 吉留 一三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月十三日

事務所鹿児島市金生町二番一五号MBC開発金生ビル五F―Bアクトンスーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 前田 聡司

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 窪田 英樹

住所 埼玉県坂戸市伊豆の山町一―番地(二五―一〇五)

生年月日 昭和四十六年十月二十六日
二 供託所 さいたま地方裁判所川越支部

三 供託番号 令和七年度金第四九四号
四 供託金額 四、九三六、三四六円

五 裁判所 さいたま家庭裁判所川越支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第一〇三六八号
令和八年一月十三日

埼玉県川越市野田町一―〇―七八しらゆり法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 昆 佳子
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 富岡千鶴子

本籍 神奈川県足柄下郡湯河原町門川二三四番地

従来の住所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上三六〇番地の一―二

生年月日 昭和六年二月十日
二 供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支局

三 供託番号 令和七年度金第五九九号
四 供託金額 一、三六七、二九一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所小田原支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第二〇〇八号
令和八年一月十三日

神奈川県小田原市城山一丁目六―三三三宅ビル二階 小田原西口法律事務所、選任時の住所神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号 三の丸ビル

不在者財産管理人 弁護士 湯淺 文憲
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 森 定武

住所 福岡市博多区上牟田二丁目二番二四号
生年月日 昭和十八年八月十四日

供託所 福岡法務局

二 供託番号 令和七年度金第二一四三三三
三 供託金額 金五十万一千五〇八円

四 裁判所 福岡家庭裁判所
五 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

六 事件番号 平成三十年(家)第七三四五号
七 事件番号 平成三十年(家)第七三四五号

令和八年一月十三日
福岡市中央区舞鶴三丁目六番二―三三〇五号

不在者財産管理人 司法書士 野中 哲郎

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年一月十三日
一 墳墓等所在地 東京都練馬区旭町一丁目二〇番一―号

一 墳墓等の名称 仲台寺墓地 南九三三新井家 南一二西九新井家 中一二東二伊藤家 南八

東二伊東家 南九四一窪家 南一一西九郷右近家 中四東一四近藤家 南四東三佐々木家 南

四西七島田家 南八四二神宮家 中七東一〇関根家 北三東五細谷家 南一一東七村木家 中

一〇東二渡辺家
一 死亡者の本籍及び氏名 南九三三本籍不詳・新井ひさ 南一二西九本籍不詳・倉持かね 中

一二東二本籍不詳・伊藤三男 南八東二本籍不詳・伊東茂八 南九四一本籍不詳・窪亨 南一

一西九本籍不詳・郷右近洋 中四東一四本籍不詳・近藤敷治 南四東三本籍不詳・佐々木郁子 南四西七本籍不詳・島田一男 南八四二本籍

不詳・神宮あさ 中七東一〇本籍不詳・関根みつ 北三東五本籍不詳・細谷ミツ子 南一一東

七本籍不詳・村木良胤 中一〇東二本籍不詳・渡辺義男

一 改葬を行うとする者 東京都練馬区旭町一丁目二〇番一―号 宗教法人仲台寺 代表役員 関野 良継

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂の建て替えのため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年一月十三日

一 墳墓等所在地 北九州市八幡西区折尾一丁目五番二―号

一 墳墓等の名称 正賢寺

一 死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 原力ヲル、丸岡定治、江口ヤメ、島津巧、森下智博、沖口ユキ、沖口武右衛門、沖口つね、沖口ヨシ子、坂本恵宣、井出本ナオ、伊藤ノブ、平尾ナツ、本田カネ、氏名不詳三十三体

一 改葬を行うとする者 北九州市八幡西区折尾一丁目五番二―号 宗教法人正賢寺 代表役員 瀬崎 淨雄

第81期決算公告

令和8年1月13日 新潟県上越市栄町二丁目3番11号

田辺建設株式会社

代表取締役 山田 孝雄

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,311	流動負債	1,239
固定資産	549	(うち完成工事補償)	(0)
繰延資産	0	固定負債	220
		(うち退職給付引当)	(105)
		株主資本	1,401
		資本剰余金	50
		資本準備金	269
		利益剰余金	269
		その他利益剰余金	1,081
		(うち当期純利益)	1,081
		(うち当期純利益)	(172)
資産合計	2,861	負債・純資産合計	2,861

旅行者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和8年1月13日

記

〔掲載順序〕

①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合） ⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額） ⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B ①スターツーリズム ②第3種旅行業 ③北海道知事登録旅行業第3－915号 ④星旅行株式会社 北海道千歳市白樺5丁目19番4 代表取締役 王春有 ⑤本社営業所 北海道千歳市白樺5丁目19番4 ⑥令和7年5月19日 ⑧令和7年11月18日 ⑩300万円 ⑪北海道知事 ⑫北海道千歳市白樺5丁目19番4 星旅行株式会社 代表取締役 王春有

B ①弘森株式会社（メガフォレスト トラベル） ②第3種旅行業 ③北海道知事登録旅行業第3－694号 ④弘森株式会社（メガフォレスト トラベル） 札幌市西区琴似4条2丁目1－1－1805 代表取締役 李悦弘 ⑤本社営業所 札幌市西区琴似4条2丁目1－1－1805 ⑥平成28年4月6日 ⑧令和7年11月27日 ⑩300万円 ⑪北海道知事 ⑫札幌市西区琴似4条2丁目1－1－1805 弘森株式会社（メガフォレスト トラベル） 代表取締役 李悦弘

B ①株式会社ボディワークホールディングス ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3－6223号 ④株式会社ボディワークホールディングス 東京都豊島区西池袋五丁目5番21号 代表取締役 清水秀文 ⑤本社営業所 東京都中野区東中野2－22－23 ⑥平成21年9月3日 ⑧令和7年11月19日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都豊島区西池袋五丁目5番21号 株式会社ボディワークホールディングス 代表取締役 清水秀文

B ①合同会社STAYFOLIO ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3－8383号 ④合同会社STAYFOLIO 東京都渋谷区道玄坂二丁目15番1－1213号 代表社員 サンムク・イ ⑤本社営業所 東京都渋谷区道玄坂二丁目15番1ノア道玄坂1213号 ⑥令和5年6月8日 ⑧令和7年11月27日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都渋谷区神南一丁目11－4 FPGリンクス神南5階 合同会社STAYFOLIO 代表社員 インソン・チャン

B ①株式会社ヴィーナスプラス ②第3種旅行業 ③京都府知事登録旅行業第3－942号 ④株式会社ヴィーナスプラス 京都市伏見区深草西浦町四丁目51番地1 メゾン・ヴィーナス2階 代表取締役 大藪記世 ⑤本店 京都市伏見区深草西浦町四丁目51番地1 メゾン・ヴィーナス2階 ⑥令和6年2月8日 ⑧令和7年12月8日 ⑩300万円 ⑪京都府知事 ⑫京都市伏見区深草西浦町四丁目51番地1 メゾン・ヴィーナス2階 株式会社ヴィーナスプラス 代表取締役 大藪記世

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和8年1月13日

記

〔掲載順序〕（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

＊冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①株式会社鈴晃 ②第3種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第3－578号 ④株式会社鈴晃 比企郡滑川町大字福田912番地の1 代表取締役 鈴木康王 ⑤本社営業所 比企郡滑川町大字福田912番地の1 ⑥平成3年8月12日 ⑦令和7年12月3日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社ツアーネットワーク ②第3種旅行業 ③静岡県知事登録旅行業第3－580号 ④株式会社ツアーネットワーク 沼津市志下481番地の8 代表取締役 笹原英之 ⑤本社営業所 沼津市志下481番地の8 ⑥平成22年12月6日 ⑦令和7年12月8日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社旅ネット北海道 ②第3種旅行業 ③北海道知事登録旅行業第3－488号 ④有限会社旅ネット北海道 札幌市北区北十四条西一丁目2番10号 代表取締役 五十嵐和夫 ⑤本社営業所 札幌市北区北十四条西2－1－8協栄ビル1階 ⑥平成17年11月24日 ⑦令和7年12月11日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①笠原観光 ②第2種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第2－872号 ④笠原比古衛 藤岡市藤岡1208番地 ⑤本社営業所 比企郡ときがわ町日影353－1 ⑥平成12年11月17日 ⑦令和7年11月25日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①萬祥株式会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3—6354号 ④萬祥株式会社 東京都台東区台東三丁目31番4号 代表取締役 塚本舜也 ⑤本社営業所 東京都台東区台東三丁目31番4号パークグランディ402 ⑥平成22年9月9日 ⑦令和7年9月9日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①日東観光株式会社 ②第2種旅行業 ③茨城県知事登録旅行業第2—267号 ④日東観光株式会社 稲敷市神宮寺1345番地 代表取締役 根本和幸 ⑤本社営業所 稲敷市神宮寺1345番地 ⑥昭和57年12月14日 ⑦令和7年11月28日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①有限会社全国旅行サービス ②第3種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第3—394号 ④有限会社全国旅行サービス さいたま市桜区白鍬402番地 代表取締役 太田雅之 ⑤本社営業所 さいたま市桜区白鍬402番地D W E L L 202 ⑥昭和57年11月11日 ⑦令和7年11月11日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①アルフトラベル ②第3種旅行業 ③栃木県知事登録旅行業第3—637号 ④加藤克徳 宇都宮市富士見が丘4丁目8番11号 ⑤本社営業所 宇都宮市富士見が丘4丁目8番11号 ⑥平成18年10月10日 ⑦令和7年12月1日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上8件
東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和8年1月13日
東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

年 番	度 号	商号又は 名 称	免 許 証 番 号	記 (代表者 の)氏名	主たる事務所 の所在地	営業保証金 相当額
令07全保2319		合同会社A L E R O 6 4	関東特事191	(一社) ア レーロ・プ ラス	東京都千代田区神田錦 町1—21—1	1000万円
令07全保2320		株式会社エス テートコンサル タント	国土交通大臣 (2)9230	代表取締役 小柳卓蔵	新潟県三条市東三条 1—21—8—1	1500万円
令07全保2321		株式会社イン フィルプラス	国土交通大臣 (3)8014	代表取締役 市川靖哲	愛知県豊橋市舟原町 1—1	2000万円
令07全保2322		サンピア渡辺 株式会社	北海道知事 (上川6)948	代表取締役 渡邊明彦	北海道富良野市日の出 町5—5—2 F	1000万円
令07全保2323		有限会社山形 光輪	山形県知事 (8)1658	代表取締役 斎藤清	山形県寒河江市大字日 田字後田93	〃
令07全保2324		株式会社n a t u r e w o o d s	新潟県知事 (1)5793	代表取締役 石田勝志	新潟県村上市瀬波温泉 2丁目8番20号	〃

令07全保2325	盛進工業株式 会社	石川県知事 (4)3797	代表取締役 坂井繁	石川県羽咋市次場町夕 34—1	〃
令07全保2326	有限会社大津 屋不動産	高知県知事 (1)1455	代表取締役 中村有佑	高知県高知市伊勢崎町 7番22号山崎ビル1 F	〃
令07全保2327	株式会社ホー ム ク リ エ ーション	高知県知事 (1)2945	代表取締役 山上隆澄	高知県高知市鴨部1476 番地1明高ビル1階3 号	〃
令07全保2328	ナカシマ宅建	熊本県知事 (4)4505	中島裕司	熊本県熊本市東区長嶺 南4—11—5	〃
令07全保2329	株式会社木下 のリフォーム	国土交通大臣 (1)10633	代表取締役 久夢良木仁 志	東京都新宿区西新宿 6—5—1—31階	1500万円
令07全保2330	株式会社松岡 技建	秋田県知事 (5)1941	代表取締役 松岡修	秋田県潟上市天王字大 長根85—2	1000万円
令07全保2331	セントラル不 動産株式会社	山形県知事 (4)2372	代表取締役 鈴木康弘	山形県山形市下条町 2—17—16	〃
令07全保2332	菅野不動産	宮城県知事 (5)4852	菅野恭子	宮城県白石市字本鍛冶 小路6—1	〃
令07全保2333	株式会社エイ トワン	宮城県知事 (2)6662	代表取締役 佐々木勇	宮城県仙台市宮城野区 中野字柳原25—7	9,541,500円
令07全保2334	有限会社泉ビ ル	宮城県知事 (1)6676	代表取締役 大泉守夫	宮城県大崎市古川駅南 3—15—101泉ビルA 棟	1000万円
令07全保2335	株式会社五月 不動産	新潟県知事 (3)1953	代表取締役 吹山秀樹	新潟県上越市仲町4— 2—4	〃
令07全保2336	小木工業株式 会社	新潟県知事 (2)5326	代表取締役 小木一晴	新潟県新潟市中央区山 二ツ715—3	〃
令07全保2337	有限会社拓陽 開発	富山県知事 (4)2725	代表取締役 大西典秋	富山県富山市今泉西部 町8—2	〃
令07全保2338	株 式 会 社 エ コー企画	熊本県知事 (10)2622	代表取締役 本多壽	熊本県熊本市西区花園 1丁目16—15	〃
令07全保2339	有明不動産有 限会社	熊本県知事 (6)4087	代表取締役 紀川有里枝	熊本県熊本市南区川尻 1—4—57	〃
令07全保2340	株式会社住ま いのハウリー	熊本県知事 (3)4887	代表取締役 朝山美樹	熊本県熊本市東区小峯 3丁目2—53	〃
令07全保2341	株式会社T・ S・D	熊本県知事 (1)5796	代表取締役 角田晋一	熊本県熊本市北区植木 町舞尾589—1—2 F	〃
令07全保2342	伊示野不動産	宮崎県知事 (9)3399	石野伸裕	宮崎県えびの市大字浦 1579	〃
令07全保2343	荒田商事	鹿児島県知事 (7)4299	中間純雄	鹿児島県鹿児島市荒田 1—40—17	〃
令07全保2344	わかば不動産	鹿児島県知事 (4)5356	原口宗義	鹿児島県いちき串木野 市河内3918—1	〃
令07全保2345	株式会社みつ ば商事	鹿児島県知事 (2)5994	代表取締役 牧才弘	鹿児島県鹿屋市串良町 有里8282—19	〃
令07全保2346	東開地所有限 会社	鹿児島県知事 (2)6031	取締役 柿本正	鹿児島県鹿児島市上福 元町4012—1	〃

令07全保2347	合同会社ALERO45	関東特事(2)121	(一社)アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町1-21-1	〃	令07全保2368	株式会社IPS	埼玉県知事(1)25359	代表取締役梅村幸司	埼玉県上尾市泉台3-11-17	〃
令07全保2348	合同会社トレック・ジュピター	関東特事(1)230	(一社)トレック・ジュビ	東京都港区赤坂7-6-15	〃	令07全保2369	株式会社弘和不動産	千葉県知事(7)308	代表取締役江波戸弘之	千葉県山武市上横地780-2	〃
令07全保2349	合同会社ALERO74	関東特事(1)245	(一社)アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町1-21-1	〃	令07全保2370	三誠建設有限公司	千葉県知事(13)4880	代表取締役三橋克広	千葉県船橋市前原西2-22-14	〃
令07全保2350	東富開発株式会社	北海道知事(石狩2)8327	代表取締役米林憲一	北海道札幌市白石区南郷通1丁目北2-32ダイアパレス白石207	〃	令07全保2371	大京住宅株式会社	千葉県知事(12)6791	代表取締役山本三枝子	千葉県市原市五井東2-13-10	〃
令07全保2351	株式会社北海道未来旅行	北海道知事(石狩1)8971	代表取締役孫波	北海道札幌市北区北15条西4丁目2-16NRK札幌ビル502号	〃	令07全保2372	有限会社マルカ商事	千葉県知事(10)8527	代表取締役加川義雄	千葉県市川市真間2-14-14	〃
令07全保2352	株式会社リペアサービス	北海道知事(石狩1)8973	代表取締役富田訓	北海道札幌市北区北21条西5丁目2番20号401	〃	令07全保2373	株式会社康和	千葉県知事(9)10620	代表取締役三宅春美	千葉県千葉市稲毛区作草部2-8-48-1	〃
令07全保2353	協同組合イースタンハウジンググループ	岩手県知事(1)2761	代表理事伊藤峻	岩手県宮古市山口一丁目2番27号	〃	令07全保2374	有限会社東昌	千葉県知事(3)16495	代表取締役伊東宏昌	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-10-8	〃
令07全保2354	有限会社住まいルームコア	山形県知事(5)2222	代表取締役平田聖二	山形県山形市東原町1-8-19	〃	令07全保2375	カインド都市開発株式会社	千葉県知事(1)18324	代表取締役日詰哲之	千葉県船橋市前原西2-12-13-4階	〃
令07全保2355	株式会社秀建設計	栃木県知事(10)2587	代表取締役笹井基裕	栃木県芳賀郡茂木町大字増井211-1	〃	令07全保2376	株式会社丸久土地建物	東京都知事(14)23035	代表取締役佐藤守夫	東京都台東区浅草4-35-8	〃
令07全保2356	株式会社スズキブロック	栃木県知事(6)4078	代表取締役鈴木建夫	栃木県那須烏山市南1-1-24	〃	令07全保2377	吉田木材株式会社	東京都知事(14)27396	代表取締役吉田有良	東京都三鷹市上連雀7-8-36	〃
令07全保2357	株式会社ランドプロジェクト	栃木県知事(3)4792	代表取締役松下裕利	栃木県下野市絹板773-1	〃	令07全保2378	株式会社ベンギン	東京都知事(10)45084	代表取締役三浦庸夫	東京都杉並区高円寺南2-50-2	〃
令07全保2358	株式会社明治工業	群馬県知事(3)7061	代表取締役五十嵐明治	群馬県前橋市横手町281番地の1	〃	令07全保2379	有限会社ヒューマンブレーン	東京都知事(8)63902	代表取締役大内一彦	東京都大田区鵜の木2-29-8	〃
令07全保2359	有限会社志木不動産	埼玉県知事(14)5543	代表取締役阿部慎介	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘4-3-23	〃	令07全保2380	株式会社ワンズコーポレーション	東京都知事(6)78249	代表取締役小川恵一	東京都千代田区神田和泉町1-3-10	〃
令07全保2360	聖橋相互住宅株式会社	埼玉県知事(12)8145	代表取締役岩倉皎	埼玉県桶川市鴨川1-21-9	〃	令07全保2381	長津田不動産株式会社	東京都知事(5)78837	代表取締役片桐政久	東京都町田市鶴間5-4-11	〃
令07全保2361	有限会社マルケン	埼玉県知事(12)9259	代表取締役氏家憲吾	埼玉県川越市砂875-11	〃	令07全保2382	有限会社ベルハウジング	東京都知事(5)79024	代表取締役鈴木昌一	東京都練馬区南大泉3-22-6	〃
令07全保2362	池澤不動産	埼玉県知事(11)10780	池澤和美	埼玉県鴻巣市境472	〃	令07全保2383	株式会社アルモ	東京都知事(5)79031	代表取締役田中正吾	東京都港区新橋1-8-6	〃
令07全保2363	有限会社宇田川工務店	埼玉県知事(9)12655	代表取締役宇田川博信	埼玉県鴻巣市鎌塚3-1-9	〃	令07全保2384	株式会社オリジナルワン	東京都知事(5)79060	代表取締役坂本立志	東京都渋谷区恵比寿南3-7-7-205	〃
令07全保2364	有限会社万代不動産	埼玉県知事(8)16289	代表取締役鶴見地馬	埼玉県さいたま市浦和区北浦和1-1-8	〃	令07全保2385	有限会社シミズコーポレーション	東京都知事(5)79121	代表取締役清水馨	東京都葛飾区柴又6-1-5	〃
令07全保2365	有限会社平松材木店	埼玉県知事(5)19981	代表取締役平松江美	埼玉県川口市芝下2-6-4	〃	令07全保2386	トレスコンサルティング株式会社	東京都知事(4)85132	代表取締役松村元徳	東京都渋谷区神宮前6-19-16	〃
令07全保2366	エフケイマネジメント	埼玉県知事(3)22220	須賀邦男	埼玉県さいたま市北区吉野町2-28-9	〃	令07全保2387	株式会社コトブキホームビルダー	東京都知事(4)85142	代表取締役林学文	東京都目黒区目黒本町5-7-15	〃
令07全保2367	株式会社三共ホーム	埼玉県知事(2)23088	代表取締役林昇	埼玉県川口市仲町2-8-104	〃	令07全保2388	株式会社エスマリーン	東京都知事(4)85381	代表取締役菅原信一	東京都八王子市散田町3-20-19	〃

令07全保2389	株式会社和楽不動産	東京都知事 (4)89284	代表取締役 東山孝司	東京都大田区池上5-17-1	〃
令07全保2390	ファインエステート株式会社	東京都知事 (4)90262	代表取締役 山本雅子	東京都町田市小川5-8-3	〃
令07全保2391	ブルームハウス株式会社	東京都知事 (4)90486	代表取締役 西村錦	東京都品川区南品川1-1-3	〃
令07全保2392	コアプラス・アンド・アーキテクチャーズ株式会社	東京都知事 (3)92316	代表取締役 玉川陽介	東京都豊島区西池袋3-7-6	〃
令07全保2393	株式会社アーキテック北斗	東京都知事 (3)93238	代表取締役 宇野浩二	東京都杉並区高円寺北2-8-1-1階	〃
令07全保2394	株式会社クリエイティブプロバティ	東京都知事 (2)98349	代表取締役 神足泰二	東京都港区六本木7-4-1	〃
令07全保2395	株式会社K I K I P l a n n i n g	東京都知事 (2)98492	代表取締役 宮田隆啓	東京都中野区本町5-34-14	〃
令07全保2396	株式会社アイズプラス	東京都知事 (2)101652	代表取締役 東隆徳	東京都大田区山王3-29-1ブルク山王201	〃
令07全保2397	株式会社やまもと笑店	東京都知事 (2)104001	代表取締役 山本寛人	東京都豊島区駒込2-3-3	〃
令07全保2398	株式会社r e p o c h	東京都知事 (1)105098	代表取締役 井野孝紀	東京都渋谷区宇田川町1-12-3009	〃
令07全保2399	白井不動産株式会社	東京都知事 (1)105135	代表取締役 白井竜成	東京都板橋区西台2-31-4	〃
令07全保2400	株式会社タイムワールド	東京都知事 (1)105251	代表取締役 加藤孝文	東京都中央区八重洲1-7-17	〃
令07全保2401	エイトネス株式会社	東京都知事 (1)105471	代表取締役 木本高文	東京都港区元麻布1-2-23	〃
令07全保2402	株式会社L u n a S t y l e	東京都知事 (1)105739	代表取締役 諸橋由佳	東京都板橋区宮本町13-7グリーンパレス101	〃
令07全保2403	株式会社R a f f i n e	東京都知事 (1)106281	代表取締役 平山千恵子	東京都港区六本木6-2-31	〃
令07全保2404	株式会社E S T	東京都知事 (1)106506	代表取締役 中谷将之	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8-2階	〃
令07全保2405	株式会社メディアカルトリビューン	東京都知事 (1)109856	代表取締役 堀川修	東京都港区虎ノ門3-8-21	〃
令07全保2406	有限会社カーオフィスウィクラブ	石川県知事 (3)3984	代表取締役 打本喜章	石川県野々市市栗田4丁目11	〃
令07全保2407	池田土地開発株式会社	三重県知事 (4)581	代表取締役 池田彰公	三重県津市広明町112番地の5	〃
令07全保2408	ファインエステート株式会社	三重県知事 (1)3749	代表取締役 駒田茂	三重県桑名市西別所1700-90	〃
令07全保2409	株式会社ハウスアンドコミュニティ	滋賀県知事 (6)2542	代表取締役 松尾豊	滋賀県湖南市北山台4-8-5	〃
令07全保2410	有限会社寒川工務店	和歌山県知事 (5)3302	代表取締役 寒川善行	和歌山県西牟婁郡白浜町安居848	〃

令07全保2411	熱田不動産有限会社	島根県知事 (10)657	代表取締役 熱田達夫	島根県出雲市小山市440-5	〃
令07全保2412	アイズーモ株式会社	島根県知事 (1)1342	代表取締役 今井泰之	島根県出雲市平田町7668	〃
令07全保2413	アイコー不動産	香川県知事 (12)2088	仙波登	香川県高松市屋島西町1874-6	〃
令07全保2414	山下不動産株式会社	福岡県知事 (16)316	代表取締役 内田孝志	福岡県福岡市中央区舞鶴3-6-17-101	〃
令07全保2415	株式会社池田住宅	福岡県知事 (9)9914	代表取締役 池田敬二	福岡県八女市吉田429-8	〃
令07全保2416	ラックユニティ株式会社	福岡県知事 (4)15789	代表取締役 平山當子	福岡県北九州市小倉北区上到津4-8-7	〃
令07全保2417	株式会社采建築社	福岡県知事 (4)16437	代表取締役 惠美須健也	福岡県福岡市早良区野芥4-45-51	〃
令07全保2418	株式会社Z e s t	福岡県知事 (4)16466	代表取締役 芦原好子	福岡県北九州市戸畑区福柳木2-11-16	〃
令07全保2419	株式会社V i b r a n t	福岡県知事 (3)16633	代表取締役 二山正治	福岡県福岡市中央区大名2-10-39-401	〃
令07全保2420	株式会社デコルーム	福岡県知事 (2)17782	代表取締役 三松寛治	福岡県福岡市中央区平尾2-8-12	〃
令07全保2421	株式会社スカイ	福岡県知事 (2)17878	代表取締役 川内義彦	福岡県福岡市早良区原5-14-8	〃
令07全保2422	株式会社R E ・ A L L	福岡県知事 (2)17893	代表取締役 野田正臣	福岡県福岡市西区下山門1-7-15	〃
令07全保2423	株式会社プロシード	福岡県知事 (2)18043	代表取締役 堀恒基	福岡県福岡市東区馬出2-3-43	〃
令07全保2424	資産形成株式会社	福岡県知事 (2)18476	代表取締役 小数賀寛	福岡県古賀市谷山847-3	〃
令07全保2425	有限会社來夢	福岡県知事 (2)19159	代表取締役 藤原美里	福岡県太宰府市五条2-9-32	〃
令07全保2426	株式会社L A N D O O R	福岡県知事 (1)19298	代表取締役 有吉豊	福岡県飯塚市上三緒375-4	〃
令07全保2427	株式会社D A Z A I 住空間研究所	福岡県知事 (1)20010	代表取締役 香水睦夫	福岡県福岡市中央区葉院3-11-18	〃
令07全保2428	森の不動産F O R E S T A T E 合同会社	福岡県知事 (1)20016	代表社員 森善宣	福岡県大牟田市上官町2-93-9	〃
令07全保2429	株式会社ライフタス	福岡県知事 (1)20133	代表取締役 藤井真治	福岡県福岡市東区香椎駅前2-13-1源和ビル2F-A	〃
令07全保2430	株式会社アバンセプランニング	福岡県知事 (1)20156	代表取締役 林隆春	福岡県福岡市中央区清川1-14-18-4F	〃
令07全保2431	ジャパンエージェント株式会社	福岡県知事 (1)20436	代表取締役 山本真大	福岡県福岡市中央区平尾2-15-26ベルコモンズ平尾9F-A号室	〃
令07全保2432	有限会社三美	大分県知事 (1)3473	代表取締役 三笠日朗	大分県別府市大字鶴見2670-34	〃

令07全保2433	有限会社恒明建設	北海道知事(石狩7)6013	代表取締役 武田恒男	北海道札幌市東区北31条東9丁目3ー4	〃	令07全保2455	株式会社東企画	東京都知事(4)84554	代表取締役 向井聡	東京都荒川区東尾久3ー9ー15	〃
令07全保2434	株式会社丸勝エステート	北海道知事(石狩4)7549	代表取締役 佐々木勝美	北海道札幌市東区伏古13条5丁目11ー23	〃	令07全保2456	株式会社芙蓉物産	東京都知事(4)84646	代表取締役 赤間聡	東京都台東区東上野3ー14ー4	〃
令07全保2435	東洋宅建株式会社	北海道知事(石狩3)7749	代表取締役 小川澄	北海道札幌市豊平区平岸3条7丁目3ー3	〃	令07全保2457	株式会社信大建宅	東京都知事(3)91885	代表取締役 倉持健夫	東京都葛飾区柴又3ー3ー8	〃
令07全保2436	S I C 株式会社	北海道知事(石狩2)8709	代表取締役 齋藤淳	北海道札幌市北区北10条西2丁目9ー1	1500万円	令07全保2458	有限会社章栄コーポレーション	東京都知事(3)92025	代表取締役 夏刈直	東京都練馬区南田中3ー21ー20	〃
令07全保2437	株式会社カネチカ	北海道知事(石狩1)8948	代表取締役 兼近祐輝	北海道札幌市東区北35条東1丁目2番8号	1000万円	令07全保2459	株式会社ジェイシティー	東京都知事(3)93897	代表取締役 瀧浪康二	東京都北区赤羽1ー41ー16ー501号室	〃
令07全保2438	株式会社若山建設	北海道知事(石狩1)8969	代表取締役 若山英史	北海道札幌市厚別区厚別西5条3丁目4番1号	〃	令07全保2460	株式会社C A S C A D E	東京都知事(2)97591	代表取締役 川崎滝雄	東京都世田谷区太子堂1ー1ー13ー4ーC	〃
令07全保2439	有限会社オプ	秋田県知事(1)2369	代表取締役 野口淳	秋田県秋田市泉中央6ー4ー171階1 F号室	〃	令07全保2461	有限会社ディスパシオ	東京都知事(2)98271	代表取締役 八木友也	東京都福生市東町1ー1	〃
令07全保2440	有限会社不動産リサーチ	福島県知事(4)2649	代表取締役 吉田辰郎	福島県須賀川市古館106	〃	令07全保2462	株式会社リード・パートナーズ	東京都知事(2)98838	代表取締役 志村義明	東京都新宿区西新宿6ー21ー1ー202	〃
令07全保2441	株式会社ガレリア	福島県知事(1)3581	代表取締役 木下聡秀	福島県福島市堀河町6ー11ーG号室	〃	令07全保2463	太友株式会社	東京都知事(2)100237	代表取締役 高俊	東京都豊島区東池袋4ー21ー1ー3007	〃
令07全保2442	S & K 不動産	福島県知事(1)3680	堀金忠弘	福島県郡山市久留米4ー221ー19ーB棟1 F	〃	令07全保2464	株式会社水谷	東京都知事(2)100910	代表取締役 水谷晃	東京都港区東麻布1ー23ー8	〃
令07全保2443	株式会社H o p e	福島県知事(1)3687	代表取締役 千葉隆人	福島県福島市伏拝字台田21ー2	〃	令07全保2465	有限会社エスシーインターナショナル	東京都知事(2)102593	代表取締役 宮下貴弘	東京都港区芝5ー29ー20クロスオフィス三田705	〃
令07全保2444	有限会社サンコー	茨城県知事(5)6177	代表取締役 廣瀬シヅ子	茨城県猿島郡境町大字伏木825	〃	令07全保2466	N K 2 パートナーズ株式会社	東京都知事(2)103298	代表取締役 上村浩康	東京都中央区銀座2ー16ー2	〃
令07全保2445	伊藤商事	東京都知事(6)4149	伊藤克忠	東京都練馬区大泉学園町6ー21ー38	〃	令07全保2467	株式会社上	東京都知事(1)104715	代表取締役 増田浩之	東京都文京区湯島3ー39ー5ー401	〃
令07全保2446	アイビー・ライフ株式会社	東京都知事(3)32744	代表取締役 浜田隼人	東京都渋谷区代々木1ー57ー2	〃	令07全保2468	エレベイトリアルティ株式会社	東京都知事(1)105029	代表取締役 松浦優治	東京都世田谷区弦巻4ー11ー18	〃
令07全保2447	ドムスレジデンスシャルエステート株式会社	東京都知事(1)141075	代表取締役 梶山龍誠	東京都港区西新橋3ー23ー5御成門郵船ビルディング7階	〃	令07全保2469	株式会社H y p e r i o n T o k y o	東京都知事(1)105046	代表取締役 鈴木勝彦	東京都千代田区丸の内2ー2ー1	〃
令07全保2448	株式会社ファーストハウジング	東京都知事(8)63288	代表取締役 栗原利久	東京都中野区東中野1ー58ー8	〃	令07全保2470	株式会社みなと開発	東京都知事(1)105184	代表取締役 藤山泰成	東京都港区麻布台1ー11ー10ー4階	〃
令07全保2449	翌檜建設株式会社	東京都知事(6)78164	代表取締役 佐藤智和	東京都世田谷区経堂2ー15ー4	〃	令07全保2471	株式会社K S K	東京都知事(1)105388	代表取締役 小宮孝次	東京都品川区上大崎3ー1ー30ー3307	〃
令07全保2450	有限会社エス・ケイ・アイ	東京都知事(5)78732	代表取締役 石川朗子	東京都中野区中央4ー6ー12	〃	令07全保2472	株式会社ランドリパース	東京都知事(1)106551	代表取締役 中西望	東京都千代田区神田佐久間町2ー1ー5階	〃
令07全保2451	有限会社山王	東京都知事(5)78970	代表取締役 小野田伸二	東京都町田市金井1ー23ー6	〃	令07全保2473	水越設備株式会社	東京都知事(1)106600	代表取締役 中田勝弘	東京都八王子市片倉町2243	〃
令07全保2452	松口不動産株式会社	東京都知事(5)83995	代表取締役 松口由美	東京都あきる野市伊奈471ー8	〃	令07全保2474	株式会社B I Z c o n	東京都知事(1)107159	代表取締役 大喜多正徳	東京都千代田区鍛冶町2ー1ー2	〃
令07全保2453	株式会社生活空間プロデューサーズ	東京都知事(4)84249	代表取締役 林光榮	東京都文京区小石川2ー1ー13	〃	令07全保2475	A T A M I R E A L E S T A T E 株式会社	東京都知事(1)110875	代表取締役 山崎勇輝	東京都港区新橋2ー20ー15	〃
令07全保2454	株式会社J M クリエイト	東京都知事(4)84524	代表取締役 廣田彰人	東京都千代田区内神田2ー7ー11	〃						

令07全保2476	株式会社リブラン	神奈川県知事 (5)23731	代表取締役 石川金造	神奈川県横浜市港北区 北新横浜 1－5－1	”
令07全保2477	有限会社ランドシステム	神奈川県知事 (5)24680	代表取締役 林勲	神奈川県横浜市中央区花 咲町 1－46－1－307	”
令07全保2478	小林建設株式会社	神奈川県知事 (4)26380	代表取締役 小林誠	神奈川県藤沢市遠藤 3903	”
令07全保2479	株式会社エフエルシーコーポレーション	神奈川県知事 (3)27557	代表取締役 徐裕貴	神奈川県横浜市中央区山 下町12－2 グランブリ 工横浜山下公園313	”
令07全保2480	エース鑑定コンサルティング株式会社	神奈川県知事 (3)27606	代表取締役 鈴木彰	神奈川県横浜市港北区 新横浜 2－2－1 メイ ツ新横浜1106	”
令07全保2481	株式会社村上総業	神奈川県知事 (3)27636	代表取締役 村上健	神奈川県秦野市渋沢 1484－4	”
令07全保2482	株式会社ディアイシーホーム	神奈川県知事 (3)28612	代表取締役 鎌田祐史	神奈川県座間市相武台 1－40－7－101	”
令07全保2483	株式会社三田ホールディングズ	神奈川県知事 (3)28842	代表取締役 三田功	神奈川県横浜市中央区羽 衣町 1－1－1	”
令07全保2484	ホドガヤ不動産株式会社	神奈川県知事 (2)29177	代表取締役 古橋正哉	神奈川県横浜市保土ヶ 谷区帷子町 1－44	”
令07全保2485	株式会社アリア	神奈川県知事 (2)29316	代表取締役 新井大栄	神奈川県横浜市鶴見区 下末吉 2－2－1	1500万円
令07全保2486	ワーク・アンド・カンパニー株式会社	神奈川県知事 (1)30985	代表取締役 山口暁	神奈川県横浜市保土ヶ 谷区岩間町 2－164－ 5	1000万円
令07全保2487	株式会社ブリッジリンクス	神奈川県知事 (1)31428	代表取締役 鈴木賢介	神奈川県横浜市西区北 幸 1－11－15－11 F	”
令07全保2488	マインズ株式会社	神奈川県知事 (1)32349	代表取締役 根建則雄	神奈川県横浜市南区別 所 7－9－20	”
令07全保2489	有限会社三貴開発	新潟県知事 (1)2169	代表取締役 丸山義道	新潟県長岡市大島新町 2丁目1番地13	”
令07全保2490	オフィス武田	新潟県知事 (5)4428	武田正一	新潟県三条市南入蔵 73－2	”
令07全保2491	小林不動産	長野県知事 (1)31883	小林和夫	長野県飯田市砂払町 2－1213－19	”
令07全保2492	入戸建設工業株式会社	長野県知事 (1)2626	代表取締役 入戸和男	長野県上伊那郡南箕輪 村4206－1	”
令07全保2493	株式会社アルファ軽井沢	長野県知事 (8)3619	代表取締役 内堀臣規	長野県北佐久郡御代田 町草越1173－20	”
令07全保2494	有限会社フジハウス	長野県知事 (7)4062	代表取締役 加藤文雄	長野県松本市大字里山 辺4984	”
令07全保2495	六反田不動産	石川県知事 (9)2320	六反田徹士	石川県小松市高堂町口 128－1	”
令07全保2496	株式会社ダイワ建設	岐阜県知事 (5)4190	代表取締役 梅村幸二	岐阜県安八郡安八町大 森424－1	”
令07全保2497	焼津アパート協会	静岡県知事 (1)5211	石川忠男	静岡県焼津市南小川 1－12－16	”
令07全保2498	有限会社三島駅前賃貸センタ－	静岡県知事 (8)7297	代表取締役 坂本拓郎	静岡県三島市一番町 12－14	2000万円
令07全保2499	有限会社成洋不動産	静岡県知事 (5)12127	代表取締役 岩堀洋弓	静岡県焼津市大住 100－4	1000万円
令07全保2500	木下事務所	静岡県知事 (3)13267	木下昌弘	静岡県袋井市新屋 4－ 3－12	”

令07全保2501	株式会社ザ・ゴールデン	静岡県知事 (2)13907	代表取締役 青木俊宏	静岡県富士市瓜島町54	”
令07全保2502	有限会社マルジン総建	静岡県知事 (1)14862	代表取締役 五加仁	静岡県藤枝市五十海 4－13－5	”
令07全保2503	宮田不動産	愛知県知事 (1)53903	宮田鈞	愛知県刈谷市富士見町 1－106	”
令07全保2504	株式会社アイワ不動産	愛知県知事 (1)29549	代表取締役 近藤賢次	愛知県丹羽郡扶桑町大 字斎藤字本郷屋敷 5	”
令07全保2505	村川不動産	愛知県知事 (1)210006	村川房子	愛知県あま市七宝町伊 福河原154	”
令07全保2506	株式会社福島土地	愛知県知事 (1)210266	代表取締役 福島康高	愛知県名古屋市中区潮 見が丘 2－198－1	”
令07全保2507	豊祐土地株式会社	愛知県知事 (1)210888	代表取締役 森健	愛知県名古屋市中区千種 星ヶ丘元町15－27	”
令07全保2508	有限会社大黒屋	愛知県知事 (7)17609	代表取締役 照井義弘	愛知県名古屋市中区守山 松坂町251	”
令07全保2509	有限会社湖池屋不動産	愛知県知事 (5)19285	代表取締役 小池衛	愛知県名古屋市中村区 名駅 5－16－17	”
令07全保2510	オハラエステート	愛知県知事 (3)22137	小原新一	愛知県名古屋市中区丸 の内 3－5－10－6 F	”
令07全保2511	S E L E C T	愛知県知事 (1)25340	深川真伍	愛知県名古屋市中区徳 重 4－532－1	”
令07全保2512	株式会社堀建	愛知県知事 (1)25792	代表取締役 堀池直樹	愛知県名古屋市中区守山 苗代 2－17－39	”
令07全保2513	株式会社B e s t l i f e	愛知県知事 (1)25975	代表取締役 中野元	愛知県名古屋市中区栄 2－2－1－5 F	”
令07全保2514	栄光不動産	京都府知事 (1)34655	蒲田捷次郎	京都府京都市右京区嵯 峨広沢南野町42番地 5	”
令07全保2515	万祥商事	京都府知事 (1)6156	竹中祥二	京都府京都市中京区河 原町通竹屋町上る大文 字町231	”
令07全保2516	真柴工務店	京都府知事 (6)10828	真柴勇治	京都府京丹後市網野町 網野89番地	”
令07全保2517	京都住まいる	京都府知事 (4)12244	橋川茂	京都府京都市北区北野 東紅梅町13－2	”
令07全保2518	株式会社ハウス工房	京都府知事 (3)13004	代表取締役 九谷田義之	京都府京都市西京区大 原野灰方町59番地 1	”
令07全保2519	東洋不動産株式会社	大阪府知事 (1)62371	代表取締役 中田浩章	大阪府大阪市西区新町 1－14－39－3階 3号	”
令07全保2520	有限会社永幸住建	大阪府知事 (7)44391	代表取締役 小林章浩	大阪府東大阪市高井田 元町 1－12－19	”
令07全保2521	株式会 社 レジックス	大阪府知事 (4)51651	代表取締役 伊藤秀司	大阪府大阪市北区西天 満 4－2－7	”
令07全保2522	栄建ホーム	大阪府知事 (4)53571	石田栄	大阪府東大阪市昭和町 20－17－201	”
令07全保2523	あべの総合法務務不動産事務所	大阪府知事 (3)56479	吉川宏康	大阪府大阪市阿倍野区 旭町 2－1－1 あべの マルシェ 1 F	”
令07全保2524	辰己住宅株式会社	大阪府知事 (3)56581	代表取締役 高田治吉	大阪府豊中市上野東 3－4－1	”
令07全保2525	株式会社M’ s O r i g i n	大阪府知事 (3)56602	代表取締役 山本浩康	大阪府大阪市淀川区十 三本町 1－18－6	”
令07全保2526	株式会社K A N D A . B . O	大阪府知事 (2)60649	代表取締役 神田信人	大阪府摂津市鶴野 4－ 18－20	”

令07全保2527	株式会社 I N D E P E N D E N T	大阪府知事 (1)61888	代表取締役 白石聖	大阪府大阪市西成区玉 出西 2－3－2	〃	令07全保2548	立花開発	兵庫県知事 (7)400889	藤田文彦	兵庫県加古川市尾上町 今福215－2	〃
令07全保2528	株式会社キャ トルグラーズ	大阪府知事 (2)61929	代表取締役 四方祥樹	大阪府大阪市北区大深 町 4－20	〃	令07全保2549	有限会社 A n o t h e r G a t e O p e n e r	兵庫県知事 (5)401122	代表取締役 今村洋	兵庫県神戸市中央区北 長狭通 3 丁目 1－4 ツ タニビル 4 F 402	〃
令07全保2529	発産業株式会 社	大阪府知事 (1)62065	代表取締役 郭肇宏	大阪府大阪市此花区島 屋 6－2－100－1803	〃	令07全保2550	G－N E X T	兵庫県知事 (1)401654	杉博幸	兵庫県加古川市新神野 1 丁目 8－10	〃
令07全保2530	株式会社スイ カリアルティ	大阪府知事 (1)62727	代表取締役 苗福杰	大阪府大阪市中央区南 船場 2－3－4－4 F－1	〃	令07全保2551	有限会社竹内 殖産	兵庫県知事 (8)450765	代表取締役 竹内博之	兵庫県姫路市東夢前台 2 丁目 30－1	〃
令07全保2531	メイクイース ト	大阪府知事 (1)63158	東直輝	大阪府池田市天神 2－ 8－16	〃	令07全保2552	株式会社キシ ダ	兵庫県知事 (6)750124	代表取締役 岸田洋	兵庫県丹波市氷上町成 松474－1	〃
令07全保2532	オーカンパ ニー株式会社	大阪府知事 (1)65120	代表取締役 小倉慎史	大阪府寝屋川市長栄寺 町12－1－1	〃	令07全保2553	栄光堂不動産	岡山県知事 (7)4157	西村宏	岡山県岡山市中区関 265－15	〃
令07全保2533	株式会社 S E I	大阪府知事 (1)65251	代表取締役 家本麻理	大阪府吹田市藤白台 4－28－8	〃	令07全保2554	横更建工株式 会社	広島県知事 (8)7618	代表取締役 横更宣頼	広島県広島市安佐南区 伴東 4－10－43	〃
令07全保2534	株式会社アッ プルハウジン グ	兵庫県知事 (8)9790	代表取締役 細谷精一	兵庫県神戸市北区菖蒲 が丘 1 丁目 21－1	〃	令07全保2555	村上地所	広島県知事 (5)8772	村上登紀子	広島県尾道市高須町 533－1	〃
令07全保2535	エステート ケー	兵庫県知事 (5)10636	河村明	兵庫県神戸市東灘区田 中町 3 丁目 18－20－ 301	〃	令07全保2556	株式会社住ま いる	広島県知事 (1)11069	代表取締役 小畠勘次	広島県三原市城町 1－ 12－1	〃
令07全保2536	アオイマネジ メントオフィ ス	兵庫県知事 (2)11795	福田美佐子	兵庫県神戸市須磨区青 葉町 1 丁目 3－6	〃	令07全保2557	槇本不動産	愛媛県知事 (6)4445	槇本俊雄	愛媛県宇和島市神田川 原 7	〃
令07全保2537	株式会社アール ・イー・ホ ーム	兵庫県知事 (1)12234	代表取締役 福永健志	兵庫県神戸市東灘区森 南町 1 丁目 5－1－ 129	〃	令07全保2558	不動産幸房ポ カラハウス	愛媛県知事 (5)4815	渡部哲	愛媛県松山市御宝町 124	〃
令07全保2538	株式会社くに づか	兵庫県知事 (1)12254	代表取締役 友久和幸	兵庫県神戸市長田区久 保町 6 丁目 1－1 アス タくにづか 4 番館 3 F	〃	令07全保2559	株式会社二神 組	愛媛県知事 (4)5060	代表取締役 篠永尚史	愛媛県松山市竹原 2 丁 目 1－19	〃
令07全保2539	株式会社白猫 ホーム	兵庫県知事 (1)12367	代表取締役 進藤和子	兵庫県神戸市中央区元 町通 2 丁目 9－1 元町 プラザ505	〃	令07全保2560	有限会社リン クス	長崎県知事 (9)2214	代表取締役 谷口弦二郎	長崎県佐世保市光月町 8－28	〃
令07全保2540	合同会社もと まち不動産	兵庫県知事 (1)12487	代表社員 西原美紀	兵庫県神戸市中央区元 町通 1 丁目 4－11－4 C	〃	令07全保2561	株式会社 R E X I A 不動産	熊本県知事 (1)5839	代表取締役 竹口陵太	熊本県熊本市中央区水 前寺 3 丁目 29－43－2 F	〃
令07全保2541	米田建築株式 会社	兵庫県知事 (2)200882	代表取締役 米田典夫	兵庫県川西市見野 3 丁 目 8－20	〃	令07全保2562	大隅開発企画	鹿児島県知事 (6)4429	木佐貫香	鹿児島県鹿屋市王子町 4200－3	〃
令07全保2542	株式会社ウエ イブホーム	兵庫県知事 (8)202357	代表取締役 高山裕行	兵庫県芦屋市大東町 10－12－120	〃	令07全保2563	株式会社米澤	鹿児島県知事 (4)5410	代表取締役 米澤千代香	鹿児島県鹿児島市高麗 町13－11	〃
令07全保2543	有限会社エス テートワイズ	兵庫県知事 (5)203507	代表取締役 松岡康成	兵庫県尼崎市南武庫之 荘 5 丁目 1－4	〃	令07全保2564	小林工業株式 会社	鹿児島県知事 (3)5718	代表取締役 小林富紀枝	鹿児島県鹿児島市城西 2－8－16	〃
令07全保2544	有限会社住ま いる建築 i	兵庫県知事 (3)204147	代表取締役 姜民愛	兵庫県西宮市今津水波 町 8－5－204	〃	令07全保2565	有限会社新家	沖縄県知事 (3)4158	代表取締役 安里和國	沖縄県名護市為又1220 －7－2－607号室	〃
令07全保2545	株式会社アー バンエステー ト	兵庫県知事 (2)204410	代表取締役 勝浦亜紀	兵庫県芦屋市大原町 6－15	〃	令07全保2566	合同会社福原 組	沖縄県知事 (1)5156	代表社員 福原光勇	沖縄県宮古島市平良東 仲宗根678－11	〃
令07全保2546	株式会社 N ス タイルハウジ ング	兵庫県知事 (1)204533	代表取締役 中西順平	兵庫県尼崎市崇徳院 1 丁目 10－1	〃	令07全保2567	繁住宅	沖縄県知事 (1)5177	比嘉繁男	沖縄県浦添市西原 1－ 13－1	〃
令07全保2547	ハウスミキ	兵庫県知事 (2)350435	奥村博	兵庫県三木市緑が丘町 中 1 丁目 15－43	〃	令07全保2568	株式会社 りゅ うたん	沖縄県知事 (1)5214	代表取締役 比嘉俊浩	沖縄県南城市大里古堅 752－1	〃
						令07全保2569	株式会社豊政 組	沖縄県知事 (1)5506	代表取締役 比嘉良太	沖縄県名護市世富慶 515－5	〃

第6期決算公告 令和8年1月13日
東京都大田区矢口三丁目8番15号
株式会社iFactory
代表取締役 齊藤 隆夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	119,005
	固 定 資 産	1,082
	資 産 合 計	120,087
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	17,256
	株 主 資 本	102,831
	資 本 金	100,000
	資 本 剰 余 金	114,598
	資 本 準 備 金	100,000
	利 益 剰 余 金	14,598
	利 益 準 備 金	△111,767
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△111,767 (111,767)
	負債・純資産合計	120,087

第8期決算公告
令和8年1月13日
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
444株式会社
代表清算人 澁澤喜一郎
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	171,077
	固 定 資 産	171,077
	資 産 合 計	171,077
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	207,651
	株 主 資 本	900,000
	資 本 金	△936,573
	資 本 剰 余 金	100,000
	資 本 準 備 金	△1,036,573
	利 益 剰 余 金	△1,036,573
	利 益 準 備 金	△1,036,573
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△1,036,573 (178,045)
	負債・純資産合計	171,077

第78期決算公告 令和8年1月13日
東京都世田谷区奥沢一丁目36番11号
株式会社井上香料製造所
代表取締役 井上 裕之
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	4,382,608
	固 定 資 産	2,200,062
	資 産 合 計	6,582,670
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	1,101,100
	株 主 資 本	1,244,387
	資 本 金	4,237,182
	資 本 剰 余 金	80,000
	資 本 準 備 金	9,814
	利 益 剰 余 金	9,814
	利 益 準 備 金	4,147,367
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	20,000 (293,603)
	負債・純資産合計	6,582,670

第28期決算公告
令和8年1月13日
東京都品川区大井一丁目47番1号
株式会社S I Cマーケティング
代表取締役 倉石 晃壮
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	40,261
	固 定 資 産	152
	資 産 合 計	40,414
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	4,893
	株 主 資 本	85
	資 本 金	35,435
	資 本 剰 余 金	29,000
	資 本 準 備 金	6,435
	利 益 剰 余 金	516
	利 益 準 備 金	5,919
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(5,905) (5,905)
	負債・純資産合計	40,414

第12期決算公告
令和8年1月13日
東京都千代田区内神田二丁目15番9号
株式会社クライル
代表取締役 倉石 晃壮
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	119,608
	固 定 資 産	7,702
	資 産 合 計	127,311
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	38,524
	株 主 資 本	10,680
	資 本 金	78,106
	資 本 剰 余 金	10,000
	資 本 準 備 金	68,106
	利 益 剰 余 金	314
	利 益 準 備 金	67,792
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(15,485) (15,485)
	負債・純資産合計	127,311

第35期決算公告
令和8年1月13日
東京都品川区大井一丁目47番1号
株式会社S I Cテック
代表取締役 倉石 晃壮
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	550,471
	固 定 資 産	4,253
	資 産 合 計	554,725
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	185,592
	株 主 資 本	45,338
	資 本 金	323,795
	資 本 剰 余 金	30,000
	資 本 準 備 金	293,795
	利 益 剰 余 金	7,500
	利 益 準 備 金	286,295
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(60,427) (60,427)
	負債・純資産合計	554,725

第41期決算公告
令和8年1月13日
長野県長野市鶴賀405番地1
株式会社S I Cシステム
代表取締役 倉石 晃壮
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	685,189
	固 定 資 産	150,822
	資 産 合 計	836,011
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	237,519
	株 主 資 本	54,006
	資 本 金	544,485
	資 本 剰 余 金	75,900
	資 本 準 備 金	468,585
	利 益 剰 余 金	6,405
	利 益 準 備 金	462,180
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(58,117) (58,117)
	負債・純資産合計	836,011

第22期決算公告 2026年1月13日
石川県白山市熱野町ハ8番地1
株式会社キュービクス
代表取締役社長 丹野 博
貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	49,119
	固 定 資 産	184,795
	資 産 合 計	233,914
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	131,128
	株 主 資 本	221,507
	資 本 金	△118,720
	資 本 剰 余 金	52,000
	資 本 準 備 金	430,800
	利 益 剰 余 金	42,000
	利 益 準 備 金	388,800
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△601,520 (175,786)
	負債・純資産合計	233,914

第52期決算公告
令和7年10月31日
神奈川県横須賀市根岸町四丁目2番4号
株式会社藤本機工
代表取締役社長 渡邊 龍二
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	134,435
	固 定 資 産	337,105
	資 産 合 計	471,540
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	49,750
	株 主 資 本	119,894
	資 本 金	301,896
	資 本 剰 余 金	50,001
	資 本 準 備 金	264,195
	利 益 剰 余 金	12,500
	利 益 準 備 金	251,695
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(27,144) (27,144)
	自己株式	△12,300
	負債・純資産合計	471,540

第19期決算公告
令和8年1月13日
和歌山県和歌山市湊1850番地
株式会社オハラ・クオーツ
代表取締役社長 三谷 真
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	4,440,327
	固 定 資 産	1,546,408
	資 産 合 計	5,986,736
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	3,995,501
	株 主 資 本	5,492
	資 本 金	1,985,742
	資 本 剰 余 金	310,000
	資 本 準 備 金	1,675,742
	利 益 剰 余 金	50,636
	利 益 準 備 金	1,625,105
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(524,870) (524,870)
	負債・純資産合計	5,986,736

第47期決算公告 令和8年1月13日
奈良県大和郡山市南郡山町527番13号
株式会社啓林堂書店
代表取締役 林田 幸一
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	622,131
	固 定 資 産	109,336
	資 産 合 計	741,042
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	126,104
	株 主 資 本	199,274
	資 本 金	415,663
	資 本 剰 余 金	30,000
	資 本 準 備 金	385,663
	利 益 剰 余 金	7,000
	利 益 準 備 金	378,663
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(5,885) (5,885)
	負債・純資産合計	741,042

第78期決算公告
令和7年12月12日
名古屋市中区栄一丁目7番23号
木曾興業株式会社
代表取締役社長 正木 宏和
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	10,798,703
	固 定 資 産	2,423,702
	資 産 合 計	13,222,405
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 負 債	6,504,530
	株 主 資 本	645,600
	資 本 金	6,072,275
	資 本 剰 余 金	96,000
	資 本 準 備 金	5,976,275
	利 益 剰 余 金	24,000
	利 益 準 備 金	5,952,275
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(581,910) (581,910)
	負債・純資産合計	13,222,405

第49期決算公告

令和8年1月13日

沖縄県浦添市字城間2008番地

株式会社メイクマン

代表取締役 具志堅全彦

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	6,806,402
	固 定 資 産	16,421,552
	繰 上 資 産	2,027
	合 計	23,229,981
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	7,500,810
	固 定 負 債	4,866,728
	株 主 資 本	10,862,443
	資 本 金	249,500
	利 益 剰 余 金	10,612,943
	(利益準備金)	(80,238)
	(その他利益剰余金)	(10,532,705)
	合 計	23,229,981

(注) 当期純利益 761,211千円

第45期決算公告

令和7年12月15日

熊本市中央区上水前寺二丁目5番7号

ミドリ安全熊本株式会社

代表取締役 吉原 正勝

貸借対照表の要旨

(令和7年9月20日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の 産部	流 動 資 産	342,205
	固 定 資 産	6,469
	合 計	348,675
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	266,413
	固 定 負 債	82,261
	株 主 資 本	10,000
	資 本 金	72,261
	利 益 剰 余 金	2,500
	(利益準備金)	69,761
	(うち当期純利益)	(69,299)
	合 計	348,675

第3期決算公告

令和8年1月13日

香川県綾歌郡宇多津町大字東分1933番地

丸福株式会社

代表取締役 福島 昌嗣

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	55,734
	固 定 資 産	6,665
	繰 上 資 産	6,394
	合 計	68,795
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	13,727
	固 定 負 債	20,627
	株 主 資 本	34,440
	資 本 金	3,000
	利 益 剰 余 金	31,440
	(その他利益剰余金)	31,440
	(うち当期純利益)	(21,210)
	合 計	68,795

第28期決算公告

令和8年1月13日

東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

東京証券会館8階

株式会社グッドバンカー

代表取締役社長 筑紫みずえ

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	95,534
	固 定 資 産	30,724
	合 計	126,258
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	10,780
	固 定 負 債	21,969
	株 主 資 本	93,508
	資 本 金	45,000
	利 益 剰 余 金	17,360
	(利益準備金)	31,148
	(その他利益剰余金)	1,349
	(うち当期純利益)	29,799
	合 計	126,258

第37期決算公告

令和8年1月13日

東京都府中市清水が丘二丁目17番地の9

オリオン産機株式会社

代表取締役 中村 允雄

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	37,596
	固 定 資 産	74,035
	合 計	111,631
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	70
	固 定 負 債	111,561
	株 主 資 本	3,000
	資 本 金	108,561
	利 益 剰 余 金	30
	(利益準備金)	108,531
	(その他利益剰余金)	(484)
	負債・純資産合計	111,631

第28期決算公告

令和8年1月13日

東京都豊島区上池袋1-9-8

株式会社オークハウス

代表取締役 山中 武志

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(円)
資の 産部	流 動 資 産	2,707,239,626
	固 定 資 産	676,639,889
	繰 上 資 産	84,466,150
	合 計	3,468,345,665
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	437,790,581
	固 定 負 債	2,985,688,847
	株 主 資 本	44,866,237
	資 本 金	40,000,000
	利 益 剰 余 金	4,866,237
	(その他利益剰余金)	4,866,237
	(うち当期純利益)	(463,214,646)
	負債・純資産合計	3,468,345,665

第5期決算公告

令和8年1月13日

東京都渋谷区渋谷三丁目6番2号

ユーギア株式会社

代表取締役 川村 文彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	110,931
	固 定 資 産	100,436
	繰 上 資 産	463
	資 産 合 計	211,831
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	140,483
	固 定 負 債	71,347
	株 主 資 本	100,000
	資 本 金	100,000
	利 益 剰 余 金	100,000
	(利益準備金)	△128,652
	(その他利益剰余金)	△128,652
	(うち当期純損失)	(50,920)
	負債・純資産合計	211,831

第35期決算公告

令和8年1月13日

東京都渋谷区代官山町2番3号

株式会社マニフェスティニー

代表取締役 中澤 啓至

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	80,123
	固 定 資 産	38,064
	繰 上 資 産	1,075
	資 産 合 計	119,262
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	31,956
	固 定 負 債	110,000
	株 主 資 本	△22,693
	資 本 金	5,000
	利 益 剰 余 金	5,000
	(利益準備金)	5,000
	(その他利益剰余金)	△32,693
	(うち当期純損失)	(38,420)
	負債・純資産合計	119,262

第2期決算公告

令和8年1月13日

東京都新宿区新宿二丁目8番6号

KDX新宿286ビル7階

株式会社お多福lab

代表取締役 松山 純輝

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金 額(円)
資の 産部	流 動 資 産	33,244,734
	固 定 資 産	1,386,391
	繰 上 資 産	446,673
	資 産 合 計	35,077,798
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	13,791,020
	固 定 負 債	78,824,000
	株 主 資 本	△57,537,222
	資 本 金	10,000,000
	利 益 剰 余 金	△67,537,222
	(その他利益剰余金)	△67,537,222
	(うち当期純損失)	(64,366,298)
	負債・純資産合計	35,077,798

第4期決算公告

令和8年1月13日

東京都渋谷区代々木2-1-1

新宿マインズタワー19F

株式会社ダイバース

代表取締役 加勢恵一郎

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の 産部	流 動 資 産	35,608
	固 定 資 産	35,608
	合 計	35,608
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	25,143
	固 定 負 債	10,465
	株 主 資 本	20,000
	資 本 金	△9,534
	利 益 剰 余 金	△9,534
	(その他利益剰余金)	(1,117)
	合 計	35,608

第34期決算公告

令和7年12月10日

東京都千代田区神田錦町2丁目11番

三洋ライフマテリアル株式会社

代表取締役 高木健一郎

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	915,926
	固 定 資 産	22,956
	合 計	938,882
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	528,326
	固 定 負 債	12,613
	株 主 資 本	397,942
	資 本 金	20,000
	利 益 剰 余 金	10,000
	(利益準備金)	367,942
	(その他利益剰余金)	380
	(うち当期純利益)	367,562
	(うち当期純損失)	(109,452)
	負債・純資産合計	938,882

第23期決算公告

令和8年1月13日

東京都文京区本郷4-1-6

ヴェルディ本郷7F

株式会社ルミアデス・ソリューション

代表取締役社長 瀧田 幸介

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:円)

科	目	金 額
資の 産部	流 動 資 産	7,801,568
	固 定 資 産	6,151,320
	合 計	13,952,888
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	3,141,427
	固 定 負 債	2,104,560
	株 主 資 本	8,706,901
	資 本 金	10,005,000
	利 益 剰 余 金	△1,298,099
	(その他利益剰余金)	△1,298,099
	(うち当期純利益)	(97,266)
	負債・純資産合計	13,952,888

第33期決算公告

令和8年1月13日

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号大同生命霞が関ビル11階

Extreme Networks株式会社

代表取締役 瀧川 義一

貸借対照表の要旨

(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	291,355	固定負債	104,243
固定資産	130,744	有給休暇引当金	19,321
		流動負債	116,740
		退職給与引当金	76,740
		株主資本	201,116
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	813,700
		利益剰余金	813,700
		その他利益剰余金	△712,584
		(うち当期純利益)	(29,917)
資産合計	422,099	負債・純資産合計	422,099

第20期決算公告

令和8年1月13日

香川県高松市国分寺町福家甲3725番地1

株式会社フロムファースト・HD

代表取締役 佐野由紀子

貸借対照表の要旨 (令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,330,388	流動負債	344,420
固定資産	169,115	固定負債	61,076
	1,150	固定主資本	1,095,157
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	19,000
		利益剰余金	19,000
		利益準備金	1,109,077
		その他利益剰余金	506
		(うち当期純利益)	1,108,571
		自己株式	(386,548)
資産合計	1,500,653	負債・純資産合計	1,500,653

第2期決算公告

令和8年1月13日

北海道紋別郡雄武町字雄武204番1

株式会社えんゆうサポート

代表取締役 山崎 研治

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流動資産	146,595
固定資産	8,705
流動負債	1,597
固定負債	131,961
株主資本	24,936
資本剰余金	1,000
資本準備金	23,936
利益剰余金	23,936
その他利益剰余金	(23,936)
(うち当期純利益)	
負債・純資産合計	156,898

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する食料品日用品等の販売を営む小売店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。乙はそれを承継するこの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
令和八年一月十三日
北海道紋別郡雄武町字雄武二〇四番一
北海道紋別郡雄武町えんゆうサポート
株式会社えんゆうサポート
代表取締役 山崎 研治

(乙) 左記のとおりです。
北海道紋別郡雄武町字雄武二〇四番一
北海道紋別郡雄武町えんゆうサポート
株式会社えんゆうサポート
代表取締役 山崎 研治

第4期決算公告

令和8年1月13日

東京都渋谷区代々木2-1-1

新宿マインズタワー19F

株式会社鉄壁

代表取締役 高橋 祐二

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
流動資産	732,200
固定資産	58,638
流動負債	255,118
固定負債	535,719
株主資本	50,000
資本剰余金	485,719
資本準備金	485,719
利益剰余金	(203,098)
その他利益剰余金	
(うち当期純利益)	
負債・純資産合計	790,838

第18期決算公告

令和8年1月13日

東京都大田区西糀谷二丁目28番6号

株式会社横浜サザンハピネス

代表取締役 高氏 主税

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
流動資産	135,862
固定資産	107,143
流動負債	59,489
固定負債	302,495
株主資本	29,656
資本剰余金	671,888
資本準備金	△399,049
利益剰余金	30,000
その他利益剰余金	△429,049
(うち当期純損失)	△429,049
(うち当期純損失)	(2,782)
負債・純資産合計	302,495

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十三日
東京都大田区西糀谷二丁目二八番六号
株式会社横浜サザンハピネス
代表取締役 高氏 主税

第67期決算公告

令和8年1月13日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目

8番28号

オリオン機械工業株式会社

代表取締役 中村 允雄

貸借対照表の要旨 (令和7年7月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
流動資産	3,856
固定資産	2,505
流動負債	675
固定負債	3,164
株主資本	2,522
資本剰余金	33
資本準備金	2,489
利益剰余金	8
その他利益剰余金	2,481
(うち当期純損失)	(134)
負債・純資産合計	6,361

第56期決算公告

令和8年1月13日

東京都大田区池上二丁目8番15号

三立金型工業株式会社

代表取締役 石田雄一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年7月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流動資産	90,392
固定資産	77,646
流動負債	61,862
固定負債	13,280
株主資本	75,142
資本剰余金	92,896
資本準備金	20,000
利益剰余金	72,896
その他利益剰余金	72,896
(うち当期純利益)	(1,723)
純資産合計	92,896
負債・純資産合計	168,038

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日
東京都大田区池上二丁目八番一五号
三立金型工業株式会社
代表取締役 石田雄一郎

第88期決算公告

令和8年1月13日

富山市新桜町2番10号

富士商事株式会社

代表取締役 酒井 基成

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(百万円)
流動資産	1,926
固定資産	1,538
流動負債	874
固定負債	1,675
株主資本	915
資本剰余金	100
資本準備金	1
利益剰余金	845
その他利益剰余金	28
(うち当期純利益)	817
自己株式	(11)
負債・純資産合計	△31
負債・純資産合計	3,464

第24期決算公告 令和8年1月13日 静岡県静岡市駿河区登呂六丁目2番29号 ADIS静岡GH株式会社 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		
科	目	金 額(円)
資の産部	流動資産	50,587,073
	固定資産	5,921,460
	資産合計	56,508,533
負純資産及びのび部	流動負債	9,409,549
	固定負債	233,750
	株主資本	46,865,234
	資本剰余金	38,000,000
	利益剰余金	8,865,234
	利益準備金	1,125,897
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	7,739,337 (3,297,331)
	負債・純資産合計	56,508,533
ADIS静岡GH株式会社は、2025年10月1日をもって、あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社に権利義務全部を承継し解散しました。		

第5期決算公告 令和8年1月13日 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー15F 株式会社知財塾 代表取締役 上池 睦 貸借対照表の要旨 (令和7年7月31日現在) (単位:千円)		
科	目	金 額
資の産部	流動資産	2,505
	固定資産	17,710
	資産合計	20,215
負純資産及びのび部	流動負債	10,287
	固定負債	25,642
	株主資本	△15,713
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△18,713
	利益準備金	△18,713
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(7,380)
	負債・純資産合計	20,215

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千六百万円減少し三百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月十三日
東京都港区虎ノ門一丁目一七番一五号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五F
株式会社知財塾
代表取締役 上池 睦

第176期決算公告 令和7年12月22日 三重県四日市市本郷町2番1号 四日市印刷工業株式会社 代表取締役 山口 史高 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		
科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	384,108
	固定資産	192,051
	資産合計	576,159
負純資産及びのび部	流動負債	188,337
	固定負債	18,895
	負債合計	207,232
	株主資本	368,927
	資本剰余金	24,000
	利益剰余金	344,928
	利益準備金 (うち当期純利益)	6,000 (9,751)
	純資産合計	368,927
	負債・純資産合計	576,159

決算公告 令和8年1月13日 岐阜県瑞穂市野白新田62番地の2 株式会社ヒオキ 代表取締役 日置富士夫 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	135,714
	固定資産	5,789
	資産合計	141,504
負純資産及びのび部	流動負債	71,613
	固定負債	△121,584
	株主資本	△51,694
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△71,194
	利益準備金	△71,194
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(8,848)
	自己株式	△500
	合計	141,504

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月十三日
岐阜県瑞穂市野白新田六二番地の二
株式会社ヒオキ
代表取締役 日置富士夫

第16期決算公告 令和8年1月13日 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 株式会社コスギ 代表取締役 小杉佐太郎 貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)		
科	目	金 額
資の産部	流動資産	9,027,747
	固定資産	1,214,971
	資産合計	10,242,718
負債及び純資産の部	流動負債	889,344
	賞与引当金	36,450
	その他	852,894
	固定負債	285,115
	退職給付引当金	159,173
	役員退職慰労引当金	37,717
	その他	88,225
	負債合計	1,174,460
	株主資本	9,072,717
	資本剰余金	80,000
	資本剰余金	85,000
	利益剰余金	8,907,717
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	8,887,717 (687,153)
	評価・換算差額等	△4,458
	繰延ヘッジ損益	△11,646
	有価証券評価差額金	7,187
	純資産合計	9,068,258
	負債・純資産合計	10,242,718

第14期決算公告 令和8年1月13日 静岡県浜松市中央区相生町16番13号 株式会社SPLYZA 代表取締役 土井 寛之 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	38,067
	固定資産	8,230
	資産合計	46,297
負純資産及びのび部	流動負債	85,076
	固定負債	234,792
	株主資本	△273,570
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△373,570
	利益準備金	△373,570
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(93,221)
	負債・純資産合計	46,297

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千四百七十五万円、資本準備金の額を二千四百七十五万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月十三日
静岡県浜松市中央区相生町一六番一三号
株式会社SPLYZA
代表取締役 土井 寛之

第28期決算公告 令和8年1月13日 大阪市大正区船町一丁目3番47号 TFT株式会社 代表取締役 田内 雅彦 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金 額(百万円)
資の産部	流動資産	703
	固定資産	1
	資産合計	705
負純資産及びのび部	流動負債	359
	賞与引当金	(1)
	株主資本	345
	資本剰余金	30
	利益剰余金	315
	利益準備金	7
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	308 (55)
	合計	705

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)左記のとおりです。
令和八年一月十三日
大阪市大正区船町一丁目三番四七号
代表取締役 田内 雅彦
(甲)ティエル株式会社
(乙)TFT株式会社
代表取締役 田内 雅彦

第29期決算公告 令和8年1月13日
大阪市福島区福島七丁目22番16号
株式会社ケイエムコーポレーション
代表取締役 米野 雅彦
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	18,313
固定資産	60,314
資産合計	78,628
負債純資産及び部	
流動負債	39,813
固定負債	33,526
負債合計	73,339
株主資本	5,289
資本剰余金	10,000
利益剰余金	4,710
その他利益剰余金	△ 4,710
(うち当期純損失)	(2,042)
純資産合計	5,289
負債・純資産合計	78,628

吸収分割公告
左記の会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借事業に継続することとしたため乙はこれを承継し甲は乙の不動産賃借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
令和8年1月13日
大阪市福島区福島七丁目二番一六号
株式会社ケイエムコーポレーション
代表取締役 米野 雅彦
(乙)左記のとおりです。
令和8年1月13日
大阪市福島区福島七丁目二番一六号
株式会社ケイエムコーポレーション
代表取締役 米野 雅彦

第55期決算公告 令和8年1月13日
大阪市淀川区田川三丁目12番36号
株式会社二宮鉄工所
代表取締役 二宮 武広
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	154,369
固定資産	48,371
資産合計	202,741
負債純資産及び部	
流動負債	17,388
固定負債	185,353
負債合計	202,741
株主資本	10,000
資本剰余金	1,776
利益剰余金	173,577
利益準備金	850
その他利益剰余金	172,727
(うち当期純利益)	(8,259)
純資産合計	202,741
負債・純資産合計	202,741

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を百七十七万六千円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月13日
大阪市淀川区田川三丁目二番三六号
株式会社二宮鉄工所
代表取締役 二宮 武広

第8期決算公告

令和7年12月8日 東京都中央区銀座一丁目6番11号

Fraser's Hospitality Ginza特定目的会社

取締役 ユー・チン・フェン

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産	18,794,100	流 動 負 債	27,604
固 定 資 産	18,794,100	固 定 負 債	12,200,000
そ の 他 資 産	881,806	負 債 合 計	12,227,604
流 動 資 産	799,603	社 員 資 本	7,448,304
固 定 資 産	11,622	特 定 資 本	100
無 形 固 定 資 産	11,334	優 先 資 本	8,200,000
投 資 そ の 他 の 資 産	288	剰 余 金	△751,796
繰 延 資 産	70,581	当 期 未 処 理 損 失	751,796
資 産 合 計	19,675,908	純 資 産 合 計	7,448,304
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,675,908

損益計算書の要旨
(自 令和6年10月1日)
(至 令和7年9月30日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	373,972
営 業 費 用	690,805
営 業 損 失	316,832
営 業 外 収 益	4,029
経 常 損 失	312,803
税 引 前 当 期 純 損 失	312,803
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 損 失	314,013

第37期決算公告

令和8年1月13日
仙台市宮城野区宮城野二丁目10番16号

ギャラクシー株式会社

代表取締役 松原 柳子

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の産部	
流動資産	44,157,155
固定資産	1,275,039
資産合計	45,932,194
負債純資産及び部	
流動負債	1,078,379
固定負債	44,853,815
負債合計	45,932,194
株主資本	5,000,000
資本剰余金	39,853,815
利益準備金	1,250,000
別途積立金	7,000,000
繰越利益剰余金	31,603,815
(うち当期純利益)	(2,869,450)
純資産合計	45,932,194
負債・純資産合計	45,932,194

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年三月一日を効力発生日とする東北石油工業株式会社との株式交換(以下「本株式交換」)により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額に付いて、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月13日
仙台市宮城野区宮城野二丁目一〇番一六号
ギャラクシー株式会社
代表取締役 松原 柳子

第70期決算公告

令和8年1月13日

兵庫県尼崎市常光寺一丁目9番1号

大阪富士工業株式会社

代表取締役 大島 大

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	8,522,388
固定資産	11,217,758
資産合計	19,740,147
負債及び純資産の部	
流動負債	8,804,896
固定負債	1,143,575
役員退職慰労引当金	3,743,263
株主資本	658,187
資本剰余金	7,085,670
資本準備金	94,470
利益剰余金	4,819
利益準備金	4,819
その他利益剰余金	7,085,182
(うち当期純利益)	33,568
自己株式	7,051,614
評価・換算差額等	(428,327)
その他有価証券評価差額金	△98,800
負債・純資産合計	106,316
	106,316

第30期決算公告

令和8年1月13日

福岡県嘉麻市漆生1163番地の10

株式会社稲築サイエンス

代表取締役 濱田 潔

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	2,153,864
固定資産	902,425
資産合計	3,056,289
負債及び純資産の部	
流動負債	590,912
役員賞与引当金	1,000
従業員賞与引当金	53,168
固定負債	51,618
役員退職給与引当金	17,058
株主資本	32,010
資本剰余金	2,420,022
資本準備金	30,000
利益剰余金	541,084
利益準備金	541,084
その他利益剰余金	1,848,938
(うち当期純利益)	7,500
評価・換算差額等	1,841,438
その他有価証券評価差額金	(219,030)
負債・純資産合計	△6,263
	△6,263

第74期決算公告

令和7年12月19日

大阪府貝塚市港15番地

岡田運送株式会社

代表取締役 吉田 浩重

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目				金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	資 産		247,132
	流 動 資 産	資 産		77,262
資 産 合 計				324,394
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		44,498
	流 動 負 債	負 債		25,001
	流 動 負 債	負 債		254,895
	資 本 金	資 本 金		10,000
	資 本 金	資 本 金		244,895
	利 益 準 備 金	利 益 準 備 金		10,000
	利 益 準 備 金	利 益 準 備 金		234,895
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		(11,682)
合 計				324,394

決 算 公 告

令和8年1月13日

東京都文京区大塚5-18-5-802

P W I 株式会社

代表取締役 森本 龍児

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目				金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	資 産		2,156
	流 動 資 産	資 産		98,560
資 産 合 計				101,810
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		428
	流 動 負 債	負 債		102,673
	流 動 負 債	負 債		△1,291
	資 本 金	資 本 金		1,000
	資 本 金	資 本 金		△2,291
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		△2,291
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		(22,176)
負 債 ・ 純 資 産 合 計				101,810

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月十三日
東京都文京区大塚五―一八―五―八〇二
P W I 株式会社
代表取締役 森本 龍児
東京都文京区音羽二丁目六番七号
(乙) 有限会社太平社
代表取締役 森本 峰子

第13期決算公告

令和7年11月27日

沖縄県うるま市勝連南風原5192番地47

株式会社W a q u a

代表取締役 松岡 徹

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目				金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	資 産		237,551
	流 動 資 産	資 産		3,970
資 産 合 計				241,521
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		88,701
	流 動 負 債	負 債		338,398
	流 動 負 債	負 債		△187,078
	資 本 金	資 本 金		20,000
	資 本 金	資 本 金		48,592
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		48,592
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		△255,670
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		△255,670
新 株 予 約 権				1,500
負 債 ・ 純 資 産 合 計				241,521

第17期決算公告

令和8年1月13日

千葉県市川市市川一丁目7番6号

N K コンサルティング株式会社

代表取締役 奈良 桂樹

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科 目				金 額
資の産部	流 動 資 産	資 産		723,660
	流 動 資 産	資 産		2,237,023
資 産 合 計				2,978,202
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		338,187
	流 動 負 債	負 債		2,324,382
	流 動 負 債	負 債		315,632
	資 本 金	資 本 金		10,000
	資 本 金	資 本 金		305,632
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		305,632
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		(93,509)
負 債 ・ 純 資 産 合 計				2,978,202

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年一月十三日
東京都品川区西五反田二丁目二番六号
号アトラスタワー五反田二二〇七
(甲) N K 企画合同会社
代表社員 奈良 桂樹
千葉県市川市市川一丁目七番六号
(乙) N K コンサルティング株式会社
代表取締役 奈良 桂樹

第82期決算公告

2025年12月19日

愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

小林クリエイト株式会社

代表取締役 小林 友也

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)

科 目				金 額(百万円)
資の産部	流 動 資 産	資 産		12,490
	流 動 資 産	資 産		16,212
資 産 合 計				28,703
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		12,599
	流 動 負 債	負 債		10,954
	流 動 負 債	負 債		4,312
	資 本 金	資 本 金		100
	資 本 金	資 本 金		13
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		4,198
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		112
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		4,086
評 価 ・ 換 算 差 額 等				(227)
負 債 ・ 純 資 産 合 計				838
負 債 ・ 純 資 産 合 計				28,703

第4期決算公告

令和8年1月13日

東京都港区芝四丁目5番10号

A C N 田町ビル10階

株式会社U L T I - M E

代表取締役 小山雄太郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目				金 額(百万円)
資の産部	流 動 資 産	資 産		886
	流 動 資 産	資 産		5
資 産 合 計				12
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		904
	流 動 負 債	負 債		489
	流 動 負 債	負 債		343
	資 本 金	資 本 金		70
	資 本 金	資 本 金		30
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		40
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		40
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		(0)
合 計				904

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億四百万円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月十三日
東京都港区芝四丁目五番一〇号 A C N 田町ビル一〇階
株式会社 U L T I - M E
代表取締役 小山雄太郎

「官報」は電子化されました。

「官報」の発行に関する法律」の施行により
令和7年4月1日から

内閣府

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目				金 額
資の産部	流 動 資 産	資 産		303,614
	流 動 資 産	資 産		135,054
資 産 合 計				438,668
負純資産及びのび部	流 動 負 債	負 債		296,491
	流 動 負 債	負 債		79,828
	流 動 負 債	負 債		376,319
	資 本 金	資 本 金		62,348
	資 本 金	資 本 金		25,025
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		24,975
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		24,975
	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		12,348
純 資 産 合 計				(12,297)
負 債 ・ 純 資 産 合 計				62,348
負 債 ・ 純 資 産 合 計				438,668

資本金及び準備金の額の減少並びに吸収分割公告
当社は、資本金の額を二百四十九億二千五百万円、資本準備金の額を二百四十九億五千五百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とするにいたしました。当社の総株主の同意の取得は令和八年三月三十一日を予定しております。また、当社(乙)は、吸収分割によりいすゞ自動車株式会社(甲)、住所神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号)に対して当社の子会社管理事業及び子会社固定資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 左記のとおりです。
令和八年一月十三日
神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

令和6年度決算公告

令和8年1月13日

横浜市戸塚区戸塚町6001番地5

株式会社武達

代表取締役 加藤 栄司

貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:円)

科	目	金 額
資産の部	流動資産	132,287,323
負債純資産及びの部	流動負債	82,366,774
	流動負債	49,920,549
	流動負債	1,000,000
	流動負債	48,920,549
	流動負債	48,920,549
	流動負債	(32,938,624)
	流動負債	132,287,323

令和6年度決算公告

令和8年1月13日

横浜市泉区緑園三丁目36番地6

株式会社紀久薬局

代表取締役 加藤 真人

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:円)

科	目	金 額
資産の部	流動資産	23,705,637
負債純資産及びの部	流動負債	6,840,860
	流動負債	13,557,165
	流動負債	14,725,758
	流動負債	2,263,574
	流動負債	10,000,000
	流動負債	△7,736,426
	流動負債	2,000,000
	流動負債	△9,736,426
	流動負債	(577,520)
	流動負債	30,546,497

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月13日

横浜市泉区緑園三丁目三六番地六

(甲)株式会社紀久薬局

代表取締役 加藤 真人

(乙)株式会社武達

代表取締役 加藤 栄司

第80期決算公告

令和8年1月13日

岐阜市日野東八丁目8番23号

柴田観光興業株式会社

代表取締役 柴田 光雄

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資産の部	流動資産	28,960
負債純資産及びの部	流動負債	12,828
	流動負債	4,481
	流動負債	111
	流動負債	37,197
	流動負債	10,000
	流動負債	27,197
	流動負債	1,500
	流動負債	25,697
	流動負債	(711)
	流動負債	41,789

第65期決算公告

令和8年1月13日

岐阜市日野東八丁目8番23号

株式会社柴田会館

代表取締役 柴田 光雄

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資産の部	流動資産	43,270
負債純資産及びの部	流動負債	43,190
	流動負債	97
	流動負債	142,921
	流動負債	△ 56,557
	流動負債	19,000
	流動負債	△ 75,557
	流動負債	5,000
	流動負債	△ 80,557
	流動負債	(85,655)
	流動負債	86,461

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月13日

岐阜市日野東八丁目八番二三号

(甲)株式会社柴田会館

代表取締役 柴田 光雄

(乙)柴田観光興業株式会社

代表取締役 柴田 光雄

第5期決算公告

令和8年1月13日

京都市山科区御陵岡ノ西町69-1

株式会社R I z a i m

代表取締役 松田 藍

貸借対照表の要旨 (令和7年7月31日現在)

科	目	金 額(円)
資産の部	流動資産	42,708,309
負債純資産及びの部	流動負債	28,928,416
	流動負債	71,636,725
	流動負債	104,430,913
	流動負債	238,246,199
	流動負債	△271,040,387
	流動負債	10,000,000
	流動負債	△281,040,387
	流動負債	△281,040,387
	流動負債	(189,455,368)
	流動負債	71,636,725

第9期決算公告

令和8年1月13日

京都市山科区御陵封ジ山町7番地57

フジ・エステート株式会社

代表取締役 藤原 里映

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在)

科	目	金 額(円)
資産の部	流動資産	138,296,023
負債純資産及びの部	流動負債	1,219,669,799
	流動負債	1,357,965,822
	流動負債	8,340,729
	流動負債	1,279,442,072
	流動負債	70,183,021
	流動負債	1,000,000
	流動負債	69,183,021
	流動負債	69,183,021
	流動負債	(4,583,348)
	流動負債	1,357,965,822

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月13日

京都市山科区御陵封ジ山町七番地五七

(甲)フジ・エステート株式会社

代表取締役 藤原 里映

(乙)株式会社R I z a i m

代表取締役 松田 藍

第17期決算公告

令和8年1月13日

広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地77

メディア放送株式会社

代表取締役 山内 雅樹

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資産の部	流動資産	58,396
負債純資産及びの部	流動負債	3,274
	流動負債	61,670
	流動負債	20,630
	流動負債	4,367
	流動負債	36,672
	流動負債	5,000
	流動負債	31,672
	流動負債	31,672
	流動負債	(1,492)
	流動負債	61,670

第17期決算公告

令和8年1月13日

広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1番地77

メディアプレス瀬戸内株式会社

代表取締役 関 宏晃

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資産の部	流動資産	666,613
負債純資産及びの部	流動負債	28,724
	流動負債	695,338
	流動負債	194,078
	流動負債	22,173
	流動負債	479,087
	流動負債	50,000
	流動負債	429,087
	流動負債	12,500
	流動負債	416,587
	流動負債	(18,324)
	流動負債	695,338

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月13日

広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷一

(甲)メディアプレス瀬戸内株式会社

代表取締役 関 宏晃

(乙)メディア放送株式会社

代表取締役 山内 雅樹

第 50 期 決 算 公 告			
令和 8 年 1 月 13 日		福井市川合鷺塚町第39号11番地	
		株式会社ホームセンターみつわ	
		代表取締役 山本 丈雄	
貸借対照表の要旨 (令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,174,213	流 動 負 債	2,016,108
固 定 資 産	2,000,279	固 定 負 債	1,294,046
		従業員退職給付引当金	71,898
		役員退職給付引当金	91,269
		株 主 資 本	864,337
		資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	111,268
		資 本 準 備 金	54,634
		その他資本剰余金	56,634
		利 益 剰 余 金	723,069
		その他利益剰余金	723,069
		(うち当期純利益)	(42,605)
合 計	4,174,492	合 計	4,174,492

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八十万四千五百七十二円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十三日

福井市川合鷺塚町第三九号一一番地

株式会社ホームセンターみつわ

代表取締役 山本 丈雄

決 算 公 告			
令和 8 年 1 月 13 日		福岡県行橋市大字稲童466番地の1	
		株式会社H K シートメタルテック	
		代表取締役 村田 文宏	
貸借対照表の要旨 (令和 7 年 2 月 28 日現在) (単位: 千円)			
資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	881,207	流 動 負 債	285,339
固 定 資 産	339,820	賞 与 引 当 金	32,820
		固 定 負 債	24,658
		退職給付引当金	19,167
		前払退職引当金	5,491
		株 主 資 本	911,029
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	7,690
		利 益 剰 余 金	893,339
		利 益 準 備 金	2,500
		その他利益剰余金	890,839
		(うち当期純利益)	(371,283)
資 産 合 計	1,221,027	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,221,027

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大部分工場における生産・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです

(乙) <https://www.yhn-c.co.jp>

令和八年一月十三日

福岡県行橋市大字稲童四六六番地の1

(甲) 株式会社H K シートメタルテック

(乙) 株式会社安川メカトロニクス

代表取締役 村田 文宏

代表取締役 栄 則

第 12 期 決 算 公 告			
令和 8 年 1 月 13 日		東京都大田区西蒲田五丁目27番13号	
		KSビル4F	
		株式会社 A l u W e i t	
		代表取締役 若宮 稔剛	
貸借対照表の要旨 (令和 7 年 7 月 31 日現在)			
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
資 産 部		負 債 部	
流 動 資 産	53,657	流 動 負 債	20,069
固 定 資 産	128,157	固 定 負 債	78,860
繰 上 償 還 資 産	1,051	株 主 資 本	83,936
資 産 合 計	182,865	資 本 金	1,000
負 純 資 産 及 び 部		資 本 剰 余 金	82,936
流 動 株 主 資 本	20,069	その他利益剰余金	82,936
資 利 益 剰 余 金	82,936	(うち当期純利益)	(15,196)
その他利益剰余金	82,936		
(うち当期純利益)	(15,196)	負 債 ・ 純 資 産 合 計	182,865

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙及び丁の権利義務全部を承継して甲は乙及び丙及び丁の解散することになりましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) (丙) (丁) 次のとおりです。

また、乙及び丙及び丁の株券を有する方は、株券提出日である令和八年二月二十四日までに、乙の株券については乙に、丙の株券については丙に、丁の株券については丁に提出ください。

令和八年一月十三日

東京都港区赤坂九丁目七番二号ミッドタウン・イースト四階

(甲) 株式会社 I G 太郎

代表取締役 氏原 吉太郎

東京都練馬区中村北一丁目一番一六号ジュネス練馬2F

(乙) 株式会社 T's group

代表取締役 長沢 拓

(丙) 株式会社 A l u W e i t

代表取締役 若宮 稔剛

(丁) 株式会社 A & M

代表取締役 若宮 稔剛

掛 神 奈 川 県 横 須 賀 市 大 滝 町 二 丁 目 10 番 地 藤 掛 ビ ル 2 階

代表取締役 藤 掛 剛

第 4 期 決 算 公 告			
令和 8 年 1 月 13 日		東京都練馬区中村北一丁目1番16号ジュネス練馬2F	
		株式会社 A & M	
		代表取締役 若宮 稔剛	
貸借対照表の要旨 (令和 7 年 7 月 31 日現在)			
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
資 産 部		負 債 部	
流 動 資 産	49,225	流 動 負 債	35,177
固 定 資 産	29,777	固 定 負 債	136,027
資 産 合 計	79,002	株 主 資 本	57,030
負 純 資 産 及 び 部		資 本 金	10,000
流 動 株 主 資 本	9,364	資 本 剰 余 金	47,030
資 利 益 剰 余 金	26,361	その他利益剰余金	47,030
その他利益剰余金	43,277	(うち当期純利益)	(19,046)
(うち当期純利益)	42,277		
(うち当期純利益)	(11,623)	負 債 ・ 純 資 産 合 計	228,234

第 11 期 決 算 公 告			
令和 8 年 1 月 13 日		東京都練馬区中村北一丁目1番16号ジュネス練馬2F	
		株式会社 T's group	
		代表取締役 長沢 拓	
貸借対照表の要旨 (令和 6 年 12 月 31 日現在) (単位: 千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	142,364	流 動 負 債	35,177
固 定 資 産	85,870	固 定 負 債	136,027
		株 主 資 本	57,030
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	47,030
		その他利益剰余金	47,030
		(うち当期純利益)	(19,046)
資 産 合 計	228,234	負 債 ・ 純 資 産 合 計	228,234

第12期決算公告

令和8年1月13日

福岡市中央区今泉一丁目17-16-1

GRANDMIRAGE株式会社

代表取締役 西本 哲哉

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	41,521
固定資産	35,931
合 計	77,453
負純資産及び部	
流動負債	134,674
固定負債	△57,221
資本剰余金	10,000
利益剰余金	△67,221
その他利益剰余金	△67,221
(うち当期純損失)	(98,877)
合 計	77,453

第13期決算公告

令和8年1月13日

東京都千代田区大手町二丁目2-1-4 F

ライフセキュリティ24株式会社

代表取締役 玉本 哲也

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	210,256
固定資産	1,794,021
合 計	2,004,278
負純資産及び部	
流動負債	186,465
固定負債	1,569,589
資本剰余金	248,223
利益剰余金	9,000
その他利益剰余金	239,223
(うち当期純利益)	239,223
合 計	2,004,278

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都千代田区大手町二丁目二-一-四 F

(甲) ライフセキュリティ24株式会社

代表取締役 玉本 哲也

(乙) GRANDMIRAGE株式会社

代表取締役 西本 哲哉

第6期決算公告

令和8年1月13日

東京都新宿区市谷田町2丁目17番地

Enter the E株式会社

代表取締役 山下 友美

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	
流動資産	0
固定資産	0
資 産 合 計	0
負純資産及び部	
流動負債	2
固定負債	18
資本剰余金	△20
利益剰余金	10
資本剰余金	0
その他資本剰余金	0
利益剰余金	△30
利益準備金	0
その他利益剰余金	△30
(うち当期純利益)	(6)
負債・純資産合計	0

第18期決算公告

令和8年1月13日

福岡県福岡市中央区天神三丁目1番1号

株式会社ボードレス・ジャパン

代表取締役 鈴木 雅剛

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	
流動資産	1,646
固定資産	1,578
資 産 合 計	3,224
負純資産及び部	
流動負債	891
固定負債	484
資本剰余金	1,849
利益剰余金	10
資本剰余金	△73
その他資本剰余金	△73
利益剰余金	1,912
利益準備金	1
その他利益剰余金	1,912
(うち当期純利益)	(133)
負債・純資産合計	3,224

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一

(甲) 株式会社ボードレス・ジャパン

代表取締役 鈴木 雅剛

(乙) Enter the E株式会社

代表取締役 山下 友美

第13期決算公告

令和8年1月13日

東京都千代田区東神田二丁目3番10号

株式会社エデュースキャリアデザイン

代表取締役 木村 克紀

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	12,887
固定資産	
資 産 合 計	12,887
負純資産及び部	
流動負債	116
固定負債	12,771
資本剰余金	20,000
利益剰余金	△7,228
その他利益剰余金	△7,228
(うち当期純利益)	(407)
負債・純資産合計	12,887

第24期決算公告

令和8年1月13日

東京都千代田区東神田二丁目3番10号

株式会社エデュース

代表取締役 松本雄一郎

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	1,090,402
固定資産	244,313
資 産 合 計	1,334,715
負純資産及び部	
流動負債	433,637
固定負債	161,896
資本剰余金	739,181
利益剰余金	405,000
資本剰余金	35,000
利益準備金	35,000
その他利益剰余金	299,181
利益準備金	1,760
その他利益剰余金	297,421
(うち当期純利益)	(122,366)
負債・純資産合計	1,334,715

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都千代田区東神田二丁目三番一〇号

(甲) 株式会社エデュース

代表取締役 松本雄一郎

(乙) 株式会社エデュースキャリアデザイン

代表取締役 木村 克紀

第5期決算公告

令和8年1月13日

福岡市東区東浜二丁目8番67号

ジャパンフーズ株式会社

代表取締役 阿比留真孝

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	31,078
固定資産	521,908
合 計	552,986
負純資産及び部	
流動負債	3,542
固定負債	625,000
資本剰余金	△75,556
利益剰余金	10,000
資本剰余金	0
利益準備金	△85,556
その他利益剰余金	△85,556
(うち当期純損失)	(16,066)
合 計	552,986

第41期決算公告

令和8年1月13日

福岡市博多区博多駅南四丁目2番10号

株式会社ABCビジョン

代表取締役 阿比留孝行

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	4,610,214
固定資産	3,970,301
合 計	8,580,515
負純資産及び部	
流動負債	1,060,544
固定負債	630,584
資本剰余金	6,889,387
利益剰余金	10,000
資本剰余金	6,879,387
利益準備金	6,879,387
その他利益剰余金	(359,746)
合 計	8,580,515

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

福岡市博多区博多駅南四丁目二番一〇号

(甲) 株式会社ABCビジョン

代表取締役 阿比留孝行

(乙) ジャパンフーズ株式会社

代表取締役 阿比留真孝

決 算 公 告

令和8年1月13日

岡山県備前市日生町大多府139番地

株式会社松和汽船

代表取締役 松井宏一郎

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	466,454
固 定 資 産	565,425
合 計	1,031,880
負 純 資 産 及 び 部	
流 動 負 債	128,938
固 定 負 債	1,169,159
株 主 資 本	△266,217
資 本 金	12,000
利 益 剰 余 金	△278,217
そ の 他 利 益 剰 余 金	△278,217
(うち当期純利益)	(97,695)
合 計	1,031,880

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府139番地

合 併 公 告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにした。この合併は、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりである。

(甲) 最終貸借対照表の要旨は左記のとおりである。

(乙) 最終貸借対照表の要旨は左記のとおりである。

第7期決算公告

2025年12月19日

愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

小林クリエイティブホールディングス株式会社

代表取締役 小林 友也

貸借対照表の要旨 (2025年9月30日現在)

科 目	金 額 (百万円)
資 産 の 部	
流 動 資 産	26
固 定 資 産	4,043
資 産 合 計	4,070
負 純 資 産 及 び 部	
流 動 負 債	1
固 定 負 債	4,068
株 主 資 本	10
資 本 金	3,952
利 益 剰 余 金	2
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,950
(うち当期純利益)	106
資 産 合 計	4,070
負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,070

第31期決算公告

令和8年1月13日

兵庫県尼崎市常光寺一丁目9番1号

株式会社エーエスオー

代表取締役 杉本 一彦

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	496,470	流 動 負 債	117,660
固 定 資 産	140,218	賞 与 引 当 金	62,440
資 産 合 計	636,689	固 定 負 債	28,069
		退 職 給 付 引 当 金	20,309
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,760
		株 主 資 本	490,959
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	440,959
		利 益 準 備 金	9,700
		そ の 他 利 益 剰 余 金	431,259
		(うち当期純利益)	(47,724)
資 産 合 計	636,689	負 債 ・ 純 資 産 合 計	636,689

第79期決算公告

令和8年1月13日 東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

小松川化工機株式会社

代表取締役 太田 光治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	2,569,917	流 動 負 債	1,252,512
固 定 資 産	849,270	賞 与 引 当 金	77,795
資 産 合 計	3,419,187	製 品 保 証 引 当 金	9,600
		固 定 負 債	62,338
		株 主 資 本	2,104,336
		資 本 金	100,000
		利 益 剰 余 金	2,011,836
		利 益 準 備 金	25,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,986,836
		(うち当期純利益)	(140,131)
		自 己 株 式	△7,500
資 産 合 計	3,419,187	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,419,187

第57期決算公告

令和8年1月13日 東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

株式会社オートマチック・システムリサーチ

代表取締役 太田 光治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	200,024	流 動 負 債	141,120
固 定 資 産	3,400	賞 与 引 当 金	13,570
資 産 合 計	203,424	株 主 資 本	62,304
		資 本 金	27,000
		利 益 剰 余 金	35,304
		そ の 他 利 益 剰 余 金	35,304
		(うち当期純利益)	(25,059)
資 産 合 計	203,424	負 債 ・ 純 資 産 合 計	203,424

第19期決算公告

令和8年1月13日

愛知県常滑市栄町二丁目58番地

株式会社エーシーオー

代表取締役 杉本 弘樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	1,037,252	流 動 負 債	438,975
固 定 資 産	127,350	賞 与 引 当 金	52,659
資 産 合 計	1,164,603	固 定 負 債	11,645
		退 職 給 付 引 当 金	7,190
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,455
		株 主 資 本	713,982
		資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	90,000
		資 本 準 備 金	90,000
		利 益 剰 余 金	593,982
		そ の 他 利 益 剰 余 金	593,982
		(うち当期純利益)	(92,303)
資 産 合 計	1,164,603	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,164,603

第24期決算公告

2026年1月13日

札幌市中央区大通西10丁目4番14号南大通ビル2F

株式会社インターパーク

代表取締役 船越 裕勝

貸借対照表の要旨 (2025年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	242,331	流 動 負 債	212,215
固 定 資 産	62,272	固 定 負 債	91,082
資 産 合 計	304,604	株 主 資 本	1,152
		資 本 金	20,000
		資 本 剰 余 金	275
		資 本 準 備 金	275
		利 益 剰 余 金	△19,123
		利 益 準 備 金	200
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△19,323
		(うち当期純利益)	(29,657)
		新 株 予 約 権	153
資 産 合 計	304,604	負 債 ・ 純 資 産 合 計	304,604